

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年5月31日提出
【計算期間】	第20特定期間 (自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日)
【ファンド名】	世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型) (愛称:ベストシックス)
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩本 信之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山村 政
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券、不動産投信）））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
公債		欧州		
社債	年6回 (隔月)	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性 ()				
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券、不動産投信))	日々	中近東 (中東)		
資産複合 ()	その他 ()	エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

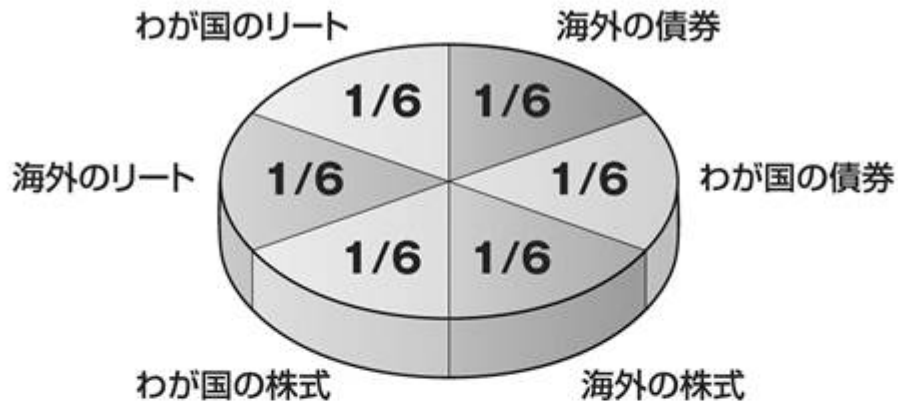
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1

内外の債券、株式およびリートに投資します。

●各資産の組入比率については、下記の標準組入比率を目処とします。



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



2

海外の債券への投資にあたっては、ソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- ドル通貨圏（米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等）、欧州通貨圏（ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等）の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏：50%程度 欧州通貨圏：50%程度



※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

※東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等

※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

(注) 上記はイメージであり、実際の投資割合が上記のとおりとなるとは限りません。

- 国債の格付けは、取得時においてA格相当以上^{※1}、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上^{※2}とすることを基本とします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AA { AA+, AA-, }
	A { A1, A2, A3 }	A { A+, A, A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やスタンダード・アンド・プアーズ (S&P) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

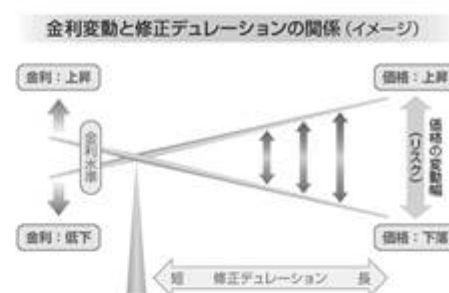
※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上

※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上

- ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。



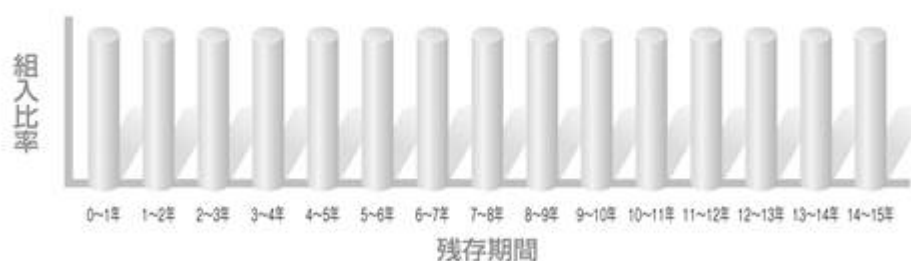
- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

3

わが国の債券への投資にあたっては、国債に投資します。

- 残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- 原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。

残存期間ごとの組入イメージ



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

- ダイワ日本国債マザーファンドにおいて、国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、ダイワ日本国債マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

4 内外の株式への投資にあたっては、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資します。

●ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針で行なうことを基本とします。

イ. 持続可能なより良い社会への企業の取組みに着目し、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄を選定します（外部調査機関による企業の社会的責任に関する調査等を参考にします。）。

ロ. 株価水準、流動性、分散等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

〈海外の株式〉

銘柄選定にあたっては、ドイツのイーコム・リサーチ・アーゲーの調査情報を参考にします。

◇イーコム・リサーチは、世界的な調査・格付会社の一つであり、環境への取組みを含めた企業責任の格付け（Corporate Responsibility格付け）等を行なっています。

◇イーコム・リサーチの企業責任の格付けは、環境的側面と社会的・文化的側面において行なわれ、それらをベースとした総合格付けが行なわれます。

（委託会社に対してダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの運用にかかる投資助言を行なうものではありません。）

〈わが国の株式〉

銘柄選定にあたっては、株式会社日本総合研究所の調査情報を参考にします。

◇日本総合研究所は、1969年に設立された日本を代表するシンクタンクです。

◇日本総合研究所は、企業の「社会的責任」（社会的側面、環境的側面）の調査を行ないます。なお、日本総合研究所は、投資助言・代理業の登録を行なっておらず、有価証券の価値等または有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行なうものではありません。

5

内外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 海外のリートへの投資にあたっては、組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリーートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行いません。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

投資対象銘柄の業種 (イメージ)



投資対象地域 (イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・ 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・ リート運用では最大級の資産規模。
- ・ ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・ 優先証券や大型バリューストックなどインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・ 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

- わが国のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

投資対象銘柄の業種 (イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～5.の運用が行なわれないことがあります。

6 毎月6日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざして分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に6月と12月の計算期末に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

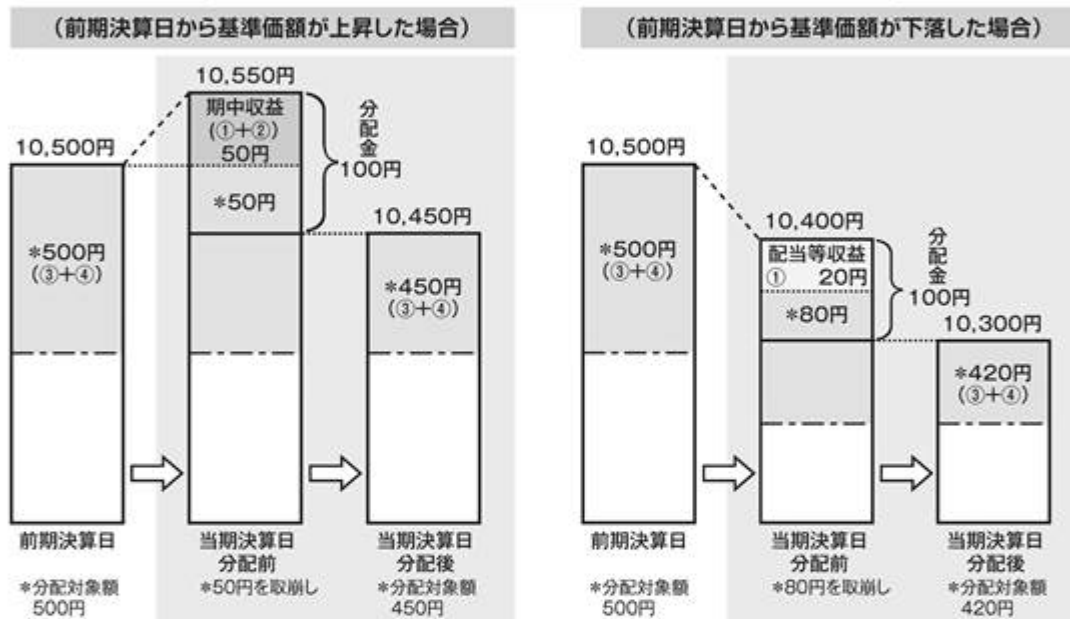
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



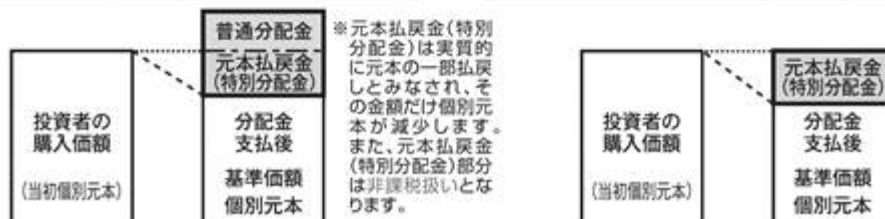
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年6月28日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金(注1)、償還金など お申込金(5)

お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
-------	------	--

1

収益分配金、償還金など お申込金(5)

委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
------	----------------	---

運用指図

2

損益 信託金(5)

受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
------	--	--

損益 投資

投資対象	<p>内外の公社債、不動産投資信託証券および株式 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーファンド方式で運用を行ないます。 ・なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」における外貨建資産の運用にあたっては、投資顧問会社(コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク)(注2)に運用の指図にかかる権限を委託します。
------	---

(注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2)投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約(3)に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、同マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます(4)。

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

- 4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成28年3月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

- 昭和34年12月12日 設立登記
- 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 昭和35年 4月 1日 営業開始
- 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
- 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券
3. ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券
4. ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券
5. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券
6. ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、マザーファンドを通じて内外の公社債、株式、および不動産投資信託証券に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ロ．各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないません。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。
- ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ハ．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国法人が発行する譲渡性預金証書

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

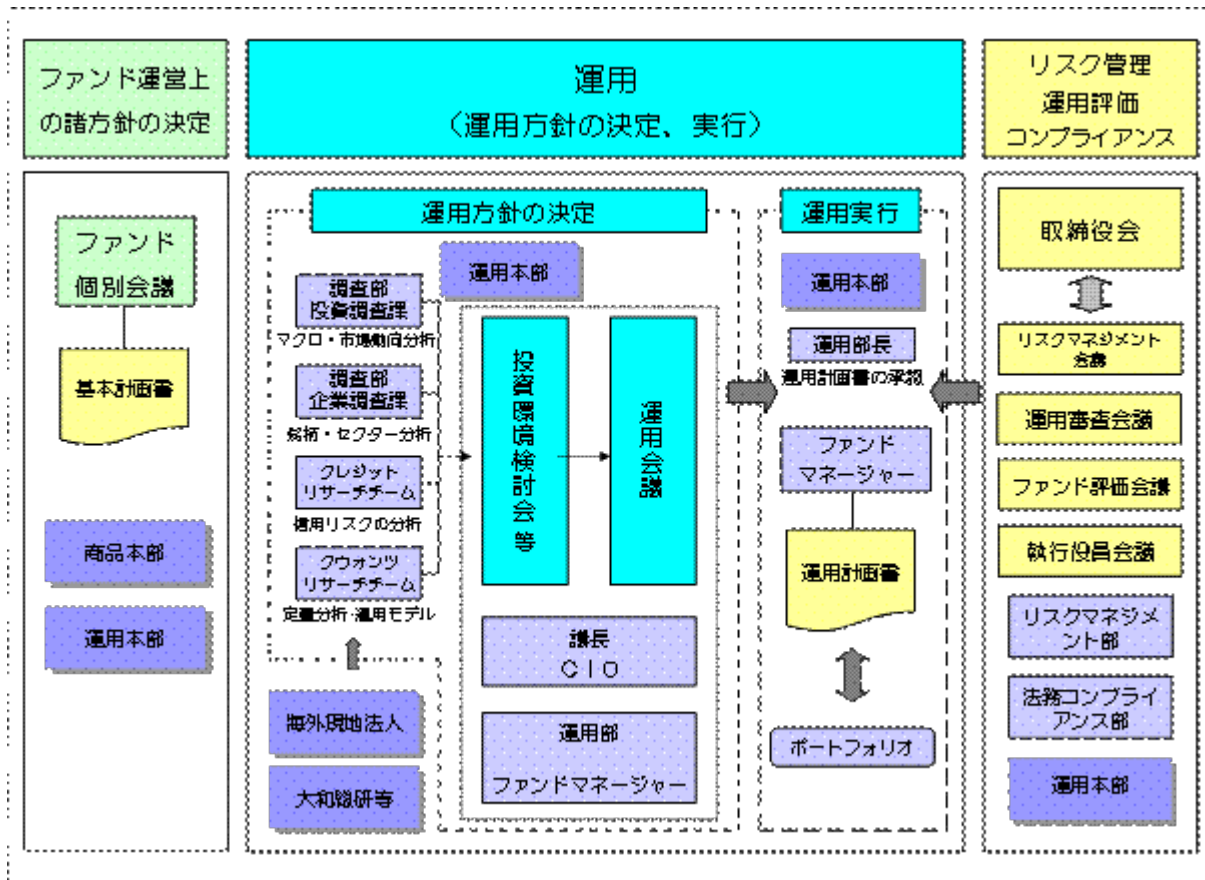
3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

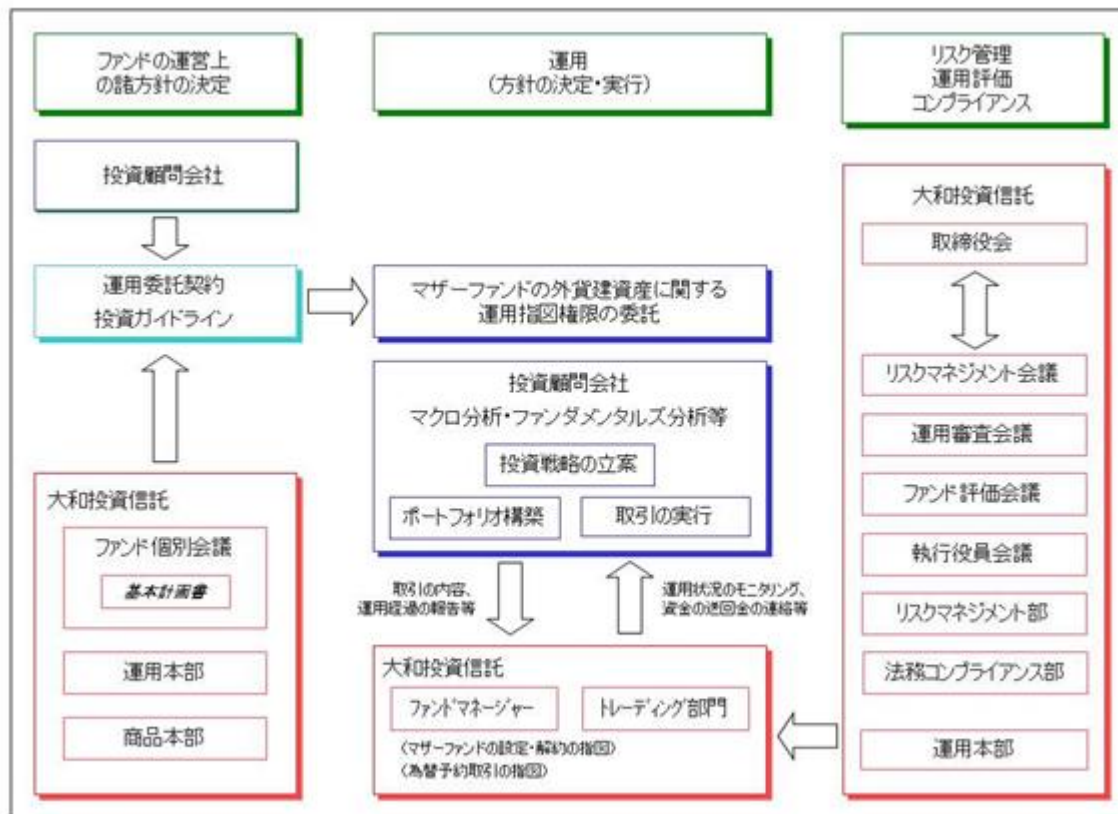
ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

海外リートにかかる運用体制について（マザーファンドにかかるものを含みます。）



イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」では、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ．運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ．モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ．リスク管理、運用評価、コンプライアンス

（前 に同じ。）

上記の運用体制は平成28年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざして分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に6月と12月の計算期末に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。なお、第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式(信託約款)

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> マザーファンドの概要

1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

内外の公社債等を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
- ア．米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
 - 北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
 - 東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等
 - イ．ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。
 - ウ．国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS & PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS & PでA+以上）とすることを基本とします。
 - エ．ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。
 - オ．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ハ．為替については、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限りません。）
 - ハ．約束手形
 - 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
- 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの
なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2. ダイワ日本国債マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主としてわが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ロ．わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。
- ハ．国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- ニ．運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

2.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および

第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2.~16.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

(3) 主な投資制限

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ロ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの八.と同規定)

スワップ取引

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ニ.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

金利先渡取引

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ニ.金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3.ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。
- ロ．ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針で行なうことを基本とします。
- (a) 持続可能なより良い社会への企業の取組みに着目し、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄を選定します（外部調査機関による企業の社会的責任に関する調査等を参考にします。）。
(b) 株価水準、流動性、分散等を考慮し、ポートフォリオを構築します。
- ハ．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。
- ニ．保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

4. ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主としてわが国の金融商品取引所上場株式の中から、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

ロ．（ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドと同規定）

ハ．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

二．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドと同規定）

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引

にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

5. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、コーペン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ホ．外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4．外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5．外国法人が発行する譲渡性預金証書

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

6. ダイワJ - R E I Tアクティブ・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

イ．わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

ハ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1.（ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンドと同規定）

2.（ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンドと同規定）

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

3. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前2.の証券および前3.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定）

(3) 主な投資制限

～（ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
 - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
 - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。
- ハ．リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
 - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもありえます。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、

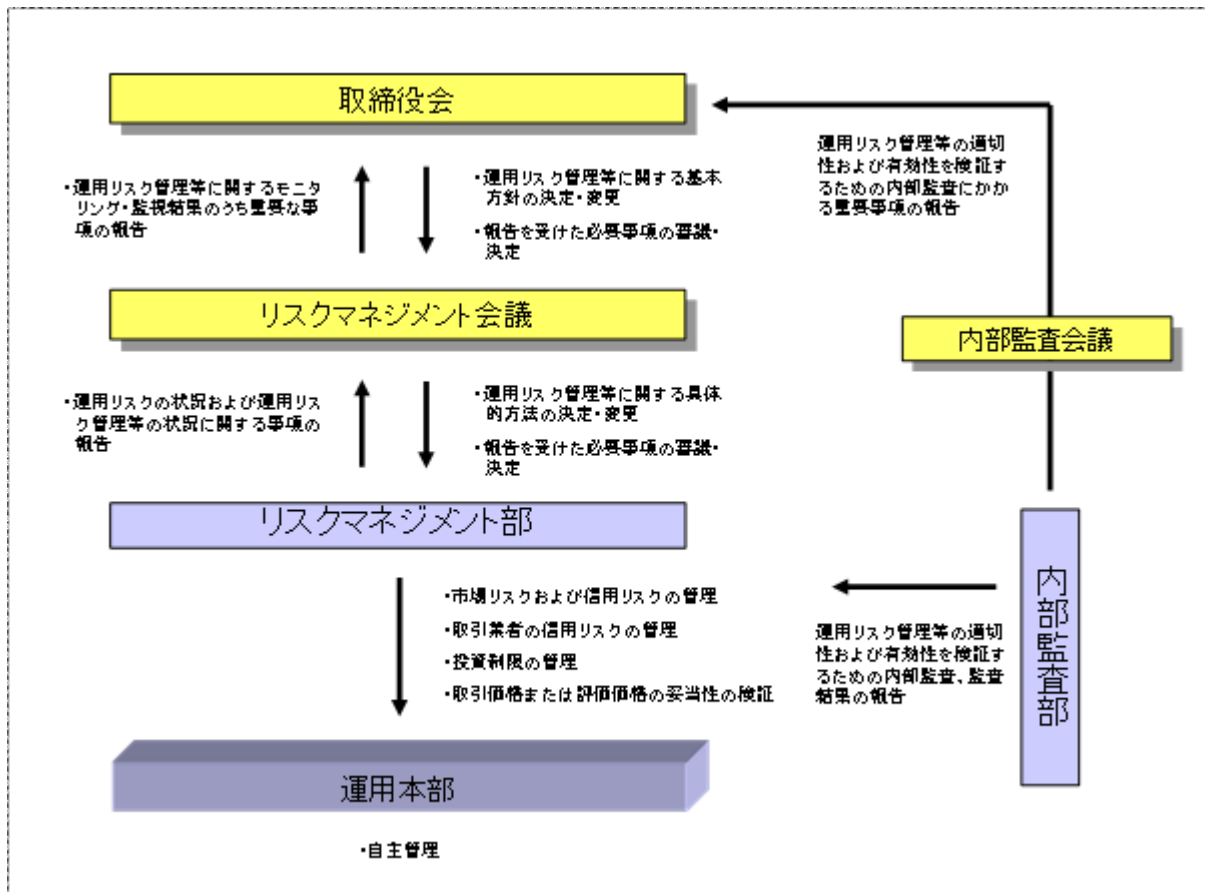
受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。

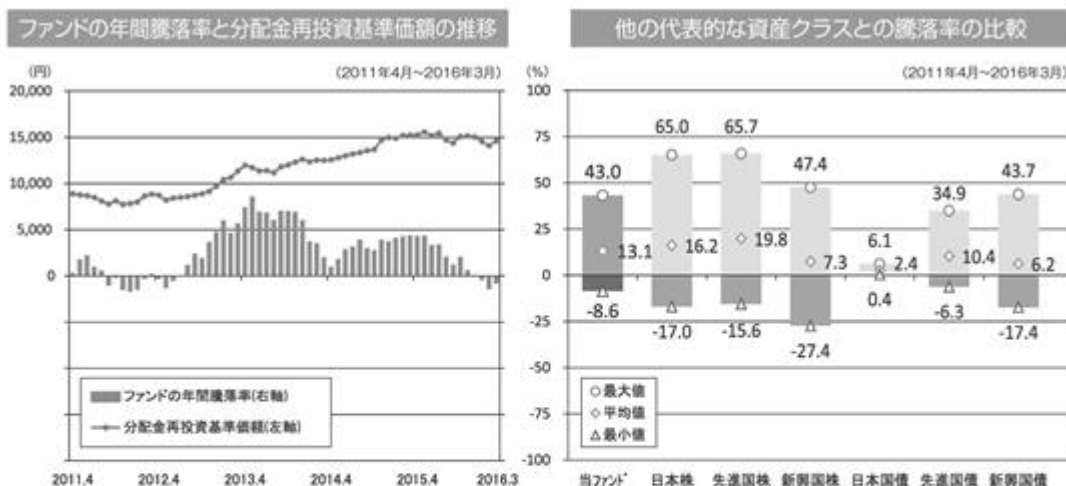


流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPMオルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPMオルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.7%（税抜2.5%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4148%（税抜1.31%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.63% （税抜）	年率0.63% （税抜）	年率0.05% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を、次のとおり支払うものとします。

- ・ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

同マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超 1,000億円以下の部分	年率0.47%
1,000億円超 2,500億円以下の部分	年率0.37%
2,500億円超 4,500億円以下の部分	年率0.30%
4,500億円超の部分	年率0.25%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に

2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたN I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- () 上記は、平成28年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成28年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,032,955,317	98.85
内 日本	1,032,955,317	98.85
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	11,983,915	1.15
純資産総額	1,044,939,232	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成28年3月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・REITアクティブ・マザー ファンド	日本	親投資 信託受 益証券	74,676,646	2.4018 179,358,370	2.4451 182,591,867	17.47
2	ダイワ・グローバルREIT・マザーファ ンド	日本	親投資 信託受 益証券	87,359,513	1.9223 167,931,193	2.0147 176,003,210	16.84
3	ダイワ日本国債マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	137,313,938	1.2599 173,001,833	1.2589 172,864,516	16.54
4	ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	103,694,069	1.6286 168,886,530	1.6615 172,287,695	16.49
5	ダイワ外国ハーモニースtock・マ ザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	100,407,489	1.6173 162,389,031	1.6601 166,686,472	15.95
6	ダイワ日本ハーモニースtock・マ ザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	168,015,670	0.9501 159,631,688	0.9673 162,521,557	15.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.85%
合計	98.85%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成18年9月6日)	3,487,112,318	3,487,112,318	1.0601	1.0601
第2特定期間末 (平成19年3月6日)	14,625,425,299	14,677,767,431	1.1104	1.1144
第3特定期間末 (平成19年9月6日)	25,582,206,696	25,732,236,572	1.0157	1.0216
第4特定期間末 (平成20年3月6日)	22,465,604,226	22,620,727,624	0.8689	0.8749
第5特定期間末 (平成20年9月8日)	19,687,955,233	19,837,377,967	0.7906	0.7966
第6特定期間末 (平成21年3月6日)	11,935,013,318	12,031,575,030	0.4944	0.4984
第7特定期間末 (平成21年9月7日)	13,901,836,782	13,993,633,497	0.6057	0.6097
第8特定期間末 (平成22年3月8日)	10,692,248,916	10,745,973,634	0.5971	0.6001

第9特定期間末 (平成22年9月6日)	7,798,140,191	7,839,456,750	0.5662	0.5692
第10特定期間末 (平成23年3月7日)	5,730,967,463	5,749,873,656	0.6063	0.6083
第11特定期間末 (平成23年9月6日)	3,560,134,170	3,573,461,950	0.5342	0.5362
第12特定期間末 (平成24年3月6日)	2,726,947,257	2,731,732,476	0.5699	0.5709
第13特定期間末 (平成24年9月6日)	2,078,365,006	2,082,077,533	0.5598	0.5608
第14特定期間末 (平成25年3月6日)	2,223,686,916	2,226,847,683	0.7035	0.7045
第15特定期間末 (平成25年9月6日)	1,965,705,474	1,968,408,487	0.7272	0.7282
第16特定期間末 (平成26年3月6日)	1,885,679,377	1,888,027,488	0.8031	0.8041
第17特定期間末 (平成26年9月8日)	1,730,255,928	1,732,293,672	0.8491	0.8501
第18特定期間末 (平成27年3月6日)	1,448,031,765	1,449,549,957	0.9538	0.9548
平成27年3月末日	1,431,256,869	-	0.9571	-
4月末日	1,393,000,006	-	0.9582	-
5月末日	1,386,840,802	-	0.9757	-
6月末日	1,319,116,760	-	0.9505	-
7月末日	1,295,424,159	-	0.9658	-
8月末日	1,192,320,376	-	0.9200	-
第19特定期間末 (平成27年9月7日)	1,142,131,200	1,143,425,179	0.8827	0.8837
9月末日	1,155,006,617	-	0.8977	-
10月末日	1,174,410,133	-	0.9394	-
11月末日	1,160,329,012	-	0.9442	-
12月末日	1,125,954,140	-	0.9363	-
平成28年1月末日	1,077,382,983	-	0.9050	-
2月末日	1,024,069,964	-	0.8752	-
第20特定期間末 (平成28年3月7日)	1,038,896,216	1,040,066,252	0.8879	0.8889
3月末日	1,044,939,232	-	0.9060	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0000
第2特定期間	0.0325
第3特定期間	0.0920
第4特定期間	0.0360
第5特定期間	0.0360
第6特定期間	0.0320
第7特定期間	0.0240
第8特定期間	0.0220
第9特定期間	0.0180
第10特定期間	0.0150
第11特定期間	0.0120
第12特定期間	0.0090
第13特定期間	0.0060
第14特定期間	0.0060
第15特定期間	0.0060
第16特定期間	0.0060
第17特定期間	0.0060
第18特定期間	0.0060
第19特定期間	0.0060
第20特定期間	0.0060

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	6.0
第2特定期間	7.8
第3特定期間	0.2
第4特定期間	10.9
第5特定期間	4.9
第6特定期間	33.4
第7特定期間	27.4
第8特定期間	2.2
第9特定期間	2.2
第10特定期間	9.7
第11特定期間	9.9
第12特定期間	8.4
第13特定期間	0.7

第14特定期間	26.7
第15特定期間	4.2
第16特定期間	11.3
第17特定期間	6.5
第18特定期間	13.0
第19特定期間	6.8
第20特定期間	1.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,916,142,957	19,407,932
第2特定期間	10,280,081,989	398,477,795
第3特定期間	12,688,787,389	672,491,834
第4特定期間	1,793,489,262	1,126,729,309
第5特定期間	149,620,087	1,099,816,750
第6特定期間	112,127,245	875,488,163
第7特定期間	138,194,296	1,327,887,558
第8特定期間	74,873,258	5,117,368,720
第9特定期間	28,038,971	4,164,091,913
第10特定期間	17,489,243	4,336,578,861
第11特定期間	9,176,941	2,798,383,496
第12特定期間	7,129,746	1,885,800,773
第13特定期間	3,288,231	1,075,979,918
第14特定期間	2,642,560	554,402,406
第15特定期間	1,750,484	459,505,224
第16特定期間	1,260,298	356,162,054
第17特定期間	802,846	311,169,491
第18特定期間	2,295,000	521,846,915
第19特定期間	457,336	224,670,617
第20特定期間	418,072	124,361,343

(注) 当初設定数量は1,392,591,022口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	38,523,194,326	88.74
内 ユーロ	11,044,268,217	25.44
内 ノルウェー	450,096,402	1.04
内 スウェーデン	1,076,664,237	2.48
内 デンマーク	212,171,604	0.49
内 イギリス	3,552,630,048	8.18
内 ポーランド	3,648,014,600	8.40
内 カナダ	3,284,925,559	7.57
内 アメリカ	10,330,795,834	23.80
内 オーストラリア	4,923,627,825	11.34
特殊債券	1,921,770,141	4.43
内 カナダ	1,921,770,141	4.43
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,965,699,298	6.83
純資産総額	43,410,663,765	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
債券先物取引(買建)	2,714,831,129	6.25
内 ドイツ	1,616,069,040	3.72
内 アメリカ	1,098,762,089	2.53
債券先物取引(売建)	1,467,723,840	3.38
内 イギリス	1,467,723,840	3.38
為替予約取引(買建)	4,940,294,996	11.38
内 日本	4,940,294,996	11.38
為替予約取引(売建)	4,936,309,507	11.37
内 日本	4,936,309,507	11.37

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成28年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	36,000,000	100.20 4,606,793,462	103.73 4,768,721,532	0.800000 2025/06/22	10.99
2	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	13,500,000	127.75 2,792,646,384	130.81 2,859,401,952	5.000000 2025/03/07	6.59
3	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	15,800,000	139.66 2,817,893,837	141.09 2,846,837,553	5.400000 2025/03/13	6.56
4	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	25,000,000	117.74 2,538,960,656	117.60 2,535,836,250	5.750000 2021/05/15	5.84
5	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	26,000,000	104.50 2,343,547,050	106.47 2,387,791,575	3.250000 2025/04/21	5.50
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	20,000,000	99.45 2,241,222,771	101.51 2,287,742,040	2.000000 2025/08/15	5.27
7	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	55,000,000	118.01 1,936,914,400	118.45 1,944,001,400	5.750000 2021/10/25	4.48
8	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	15,000,000	109.27 1,846,892,808	109.85 1,856,684,700	5.125000 2020/01/15	4.28
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	16,000,000	98.03 1,767,385,800	98.14 1,769,346,432	1.625000 2026/02/15	4.08
10	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	50,000,000	114.21 1,704,028,120	114.21 1,704,013,200	5.250000 2020/10/25	3.93
11	US Treasury Inflation Indexed Bonds	アメリカ	国債証券	12,500,000	97.61 1,374,969,689	100.72 1,418,699,133	0.250000 2025/01/15	3.27
12	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	15,000,000	108.98 1,418,756,130	108.83 1,416,868,447	2.250000 2025/06/01	3.26
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	12,500,000	95.68 1,347,736,429	96.82 1,363,709,700	2.500000 2046/02/15	3.14
14	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	11,000,000	103.64 1,284,701,652	103.67 1,285,080,469	2.250000 2025/11/15	2.96
15	Slovenia Government Bond	ユーロ	国債証券	8,000,000	118.56 1,211,297,073	119.29 1,218,687,072	4.375000 2021/01/18	2.81
16	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	8,000,000	101.27 1,034,675,203	102.61 1,048,345,488	1.000000 2026/05/15	2.41
17	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	10,000,000	110.14 955,948,455	111.38 966,675,699	2.750000 2022/06/01	2.23
18	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	7,500,000	112.10 729,745,508	111.87 728,235,362	3.500000 2020/06/01	1.68

19	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	3,000,000	142.05 690,046,368	142.71 693,228,096	4.250000 2046/12/07	1.60
20	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,500,000	138.57 619,338,615	144.50 645,865,097	3.250000 2045/05/25	1.49
21	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	7,000,000	103.15 626,679,345	103.52 628,921,131	2.250000 2025/12/15	1.45
22	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	32,000,000	124.54 552,003,384	124.09 549,997,904	5.000000 2020/12/01	1.27
23	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	35,000,000	108.61 526,517,445	108.64 526,666,332	1.500000 2023/11/13	1.21
24	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,000,000	131.61 504,201,479	134.64 515,811,472	1.850000 2027/07/25	1.19
25	Japan Bank For International Cooperation	カナダ	特殊債券	5,000,000	102.61 445,297,792	101.64 441,088,477	2.300000 2018/03/19	1.02
26	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	5,000,000	99.84 433,294,735	100.41 435,733,534	1.250000 2021/06/15	1.00
27	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	4,500,000	105.07 410,356,138	106.52 416,026,997	2.550000 2025/03/15	0.96
28	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	25,000,000	114.68 388,775,370	115.52 391,636,530	3.750000 2021/05/25	0.90
29	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	3,000,000	103.82 350,975,664	103.40 349,533,360	5.625000 2017/01/15	0.81
30	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	11,000,000	108.67 204,895,845	112.53 212,171,603	1.750000 2025/11/15	0.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	88.74%
特殊債券	4.43%
合計	93.17%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
債券先物取引	アメリカ	T-NOTE(10YR) 2016年6月	買建	75	1,088,092,871	1,098,762,089	2.53%
	ドイツ	OAT 10YR 2016年6月	買建	80	1,591,166,518	1,616,069,040	3.72%
	イギリス	GILT 10YR 2016年6月	売建	75	1,475,050,720	1,467,723,840	3.38%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2016年4月	買建	4,248,117	480,750,000	478,507,898	1.10%
		スウェーデン・クローネ買/円売 2016年4月	買建	29,000,000	397,368,925	401,650,000	0.93%
		ユーロ買/円売 2016年4月	買建	1,346,155	170,880,000	171,890,533	0.40%
		カナダ・ドル買/円売 2016年4月	買建	44,810,955	3,809,250,000	3,888,246,565	8.96%
		英ポンド売/円買 2016年4月	売建	5,469,357	878,118,925	885,379,507	2.04%
		豪ドル売/円買 2016年4月	売建	47,000,000	3,980,130,000	4,050,930,000	9.33%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ日本国債マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	430,778,341,490	99.45
内 日本	430,778,341,490	99.45

コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,376,588,638	0.55
純資産総額	433,154,930,128	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (平成28年3月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	43 20年国債	日本	国債証券	14,172,000,000	110.87 15,712,921,560	110.81 15,703,993,200	2.900000 2019/09/20	3.63
2	40 20年国債	日本	国債証券	11,742,000,000	106.26 12,477,636,300	106.20 12,470,121,420	2.300000 2018/09/20	2.88
3	1 30年国債	日本	国債証券	8,450,000,000	135.29 11,432,512,000	136.04 11,495,971,500	2.800000 2029/09/20	2.65
4	33 利付国債20年	日本	国債証券	11,194,000,000	102.03 11,421,909,840	101.80 11,395,603,940	3.800000 2016/09/20	2.63
5	4 30年国債	日本	国債証券	8,100,000,000	138.72 11,236,482,000	139.56 11,305,008,000	2.900000 2030/11/20	2.61
6	37利付国債20年	日本	国債証券	10,723,000,000	104.97 11,256,683,710	104.84 11,242,207,660	3.100000 2017/09/20	2.60
7	42 20年国債	日本	国債証券	10,218,000,000	108.41 11,077,844,700	108.35 11,071,203,000	2.600000 2019/03/20	2.56
8	80 20年国債	日本	国債証券	9,023,000,000	120.13 10,839,416,130	120.28 10,853,225,320	2.100000 2025/06/20	2.51
9	88 20年国債	日本	国債証券	8,660,000,000	123.68 10,710,764,600	123.92 10,732,164,800	2.300000 2026/06/20	2.48
10	102 20年国債	日本	国債証券	8,020,000,000	128.10 10,274,261,600	128.67 10,319,895,400	2.400000 2028/06/20	2.38
11	70 20年国債	日本	国債証券	8,288,000,000	120.89 10,019,608,840	120.99 10,028,231,360	2.400000 2024/06/20	2.32
12	3 30年国債	日本	国債証券	7,500,000,000	129.49 9,712,425,000	130.28 9,771,075,000	2.300000 2030/05/20	2.26
13	34 利付国債20年	日本	国債証券	9,219,000,000	103.71 9,561,485,850	103.48 9,539,821,200	3.500000 2017/03/20	2.20

14	58 20年国債	日本	国債証券	8,325,000,000	113.53 9,451,872,000	113.56 9,454,203,000	1.900000 2022/09/20	2.18
15	38利付国債20年	日本	国債証券	8,726,000,000	105.81 9,233,587,220	105.71 9,224,516,380	2.700000 2018/03/20	2.13
16	95 20年国債	日本	国債証券	7,205,000,000	125.35 9,031,581,600	125.78 9,062,809,250	2.300000 2027/06/20	2.09
17	97 20年国債	日本	国債証券	7,240,000,000	124.62 9,022,994,800	125.07 9,055,430,000	2.200000 2027/09/20	2.09
18	64 20年国債	日本	国債証券	7,735,000,000	115.46 8,930,903,350	115.55 8,938,488,650	1.900000 2023/09/20	2.06
19	47 20年国債	日本	国債証券	8,050,000,000	110.80 8,919,641,500	110.73 8,914,489,500	2.200000 2020/09/21	2.06
20	106 20年国債	日本	国債証券	6,740,000,000	125.96 8,490,243,200	126.62 8,534,794,600	2.200000 2028/09/20	1.97
21	44 20年国債	日本	国債証券	7,585,000,000	110.77 8,402,283,750	110.73 8,398,870,500	2.500000 2020/03/20	1.94
22	52 20年国債	日本	国債証券	7,368,000,000	112.59 8,295,852,240	112.61 8,297,546,880	2.100000 2021/09/21	1.92
23	54 20年国債	日本	国債証券	6,787,000,000	113.74 7,719,737,410	113.76 7,721,502,030	2.200000 2021/12/20	1.78
24	2 30年国債	日本	国債証券	5,700,000,000	131.42 7,491,004,000	131.31 7,484,784,000	2.400000 2030/02/20	1.73
25	59 20年国債	日本	国債証券	6,495,000,000	112.69 7,319,280,450	112.77 7,324,606,350	1.700000 2022/12/20	1.69
26	72 20年国債	日本	国債証券	6,100,000,000	118.85 7,250,107,500	118.98 7,257,780,000	2.100000 2024/09/20	1.68
27	65 20年国債	日本	国債証券	6,077,000,000	115.93 7,045,248,410	115.99 7,049,016,150	1.900000 2023/12/20	1.63
28	63 20年国債	日本	国債証券	6,108,000,000	114.24 6,978,083,100	114.34 6,983,887,200	1.800000 2023/06/20	1.61
29	83 20年国債	日本	国債証券	5,650,000,000	120.87 6,829,155,000	121.10 6,842,206,500	2.100000 2025/12/20	1.58
30	48 20年国債	日本	国債証券	6,001,000,000	112.81 6,770,268,190	112.74 6,765,767,440	2.500000 2020/12/21	1.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	99.45%

合計	99.45%
----	--------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,955,798,760	95.81
内 スウェーデン	23,325,478	1.14
内 デンマーク	62,532,205	3.06
内 イギリス	113,752,849	5.57
内 アイルランド	25,774,968	1.26
内 オランダ	60,190,118	2.95
内 ベルギー	16,558,604	0.81
内 フランス	194,307,810	9.52
内 ドイツ	113,297,611	5.55
内 スペイン	19,721,988	0.97
内 イタリア	45,223,040	2.22
内 フィンランド	10,219,193	0.50
内 カナダ	15,251,173	0.75
内 アメリカ	1,255,643,723	61.51
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	85,603,871	4.19
純資産総額	2,041,402,631	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成28年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	株式	公益事業	3,200	12,878.19 41,210,231	13,352.58 42,728,256	2.09
2	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	3,300	11,593.64 38,259,074	12,345.22 40,739,229	2.00
3	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	4,000	9,407.65 37,630,613	9,316.38 37,265,530	1.83
4	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	6,000	5,862.74 35,176,442	6,203.03 37,218,204	1.82
5	MOHAWK INDUSTRIES INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	1,700	21,050.87 35,786,492	21,535.40 36,610,183	1.79
6	AT&T INC	アメリカ	株式	電気通信サービス	8,000	4,284.31 34,275,352	4,436.21 35,489,693	1.74
7	MCDONALD'S CORP	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	2,500	13,203.84 33,009,606	14,178.52 35,446,311	1.74
8	INTEL CORP	アメリカ	株式	情報技術	9,000	3,451.38 31,062,496	3,685.76 33,171,865	1.62
9	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	イギリス	株式	エネルギー	12,000	2,716.20 32,594,496	2,763.16 33,157,978	1.62
10	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	2,200	13,971.64 30,737,725	14,612.34 32,147,153	1.57
11	APPLIED MATERIALS INC	アメリカ	株式	情報技術	13,000	2,206.38 28,683,539	2,370.78 30,820,234	1.51
12	HCA HOLDINGS INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	3,500	8,225.64 28,789,740	8,800.30 30,801,078	1.51
13	BLACKROCK INC	アメリカ	株式	金融	800	36,481.27 29,185,021	38,465.57 30,772,457	1.51
14	KONINKLIJKE AHOLD NV	オランダ	株式	生活必需品	12,000	2,587.20 31,046,424	2,552.08 30,625,014	1.50
15	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	7,500	3,667.73 27,508,005	4,029.43 30,220,776	1.48

16	NORTHROP GRUMMAN CORP	アメリカ	株式	資本財・ サービス	1,300	21,529.76 27,988,698	22,392.89 29,110,765	1.43
17	AXA SA	フランス	株式	金融	11,000	2,726.39 29,990,345	2,637.00 29,007,055	1.42
18	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネル ギー	3,000	9,272.43 27,817,312	9,523.71 28,571,141	1.40
19	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	ドイツ	株式	電気通 信サービ ス	14,000	1,973.60 27,630,449	2,036.17 28,506,471	1.40
20	FACEBOOK INC-A	アメリカ	株式	情報技 術	2,200	12,213.38 26,869,447	12,924.39 28,433,671	1.39
21	TJX COMPANIES INC	アメリカ	株式	一般消 費財・ サービス	3,200	8,496.07 27,187,430	8,865.66 28,370,120	1.39
22	CBS CORP-CLASS B NON VOTING	アメリカ	株式	一般消 費財・ サービス	4,600	5,792.09 26,643,671	6,153.45 28,305,892	1.39
23	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	株式	生活必 需品	2,500	10,822.57 27,056,693	11,120.38 27,800,973	1.36
24	SAFRAN SA	フランス	株式	資本財・ サービス	3,500	7,508.76 26,280,660	7,932.72 27,764,534	1.36
25	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	アメリカ	株式	金融	6,500	4,291.98 27,897,878	4,184.93 27,202,079	1.33
26	DR HORTON INC	アメリカ	株式	一般消 費財・ サービス	8,000	3,200.11 25,600,896	3,399.55 27,196,445	1.33
27	HASBRO INC	アメリカ	株式	一般消 費財・ サービス	3,000	8,778.89 26,336,696	8,851.01 26,553,042	1.30
28	BROADCOM LTD	アメリカ	株式	情報技 術	1,500	16,458.04 24,687,061	17,682.87 26,524,309	1.30
29	CRH PLC	アイルラ ンド	株式	素材	8,000	3,164.40 25,315,248	3,221.87 25,774,968	1.26
30	CONSTELLATION BRANDS INC-A	アメリカ	株式	生活必 需品	1,500	16,214.65 24,321,978	17,082.28 25,623,432	1.26

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.81%

合計	95.81%
----	--------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	6.66%
素材	3.41%
資本財・サービス	12.13%
一般消費財・サービス	18.62%
生活必需品	9.46%
ヘルスケア	9.49%
金融	11.29%
情報技術	17.57%
電気通信サービス	3.52%
公益事業	3.65%
合計	95.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,897,642,250	94.77
内 日本	1,897,642,250	94.77
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	104,684,577	5.23
純資産総額	2,002,326,827	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成28年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイフク	日本	株式	機械	39,000	1,851.29 72,200,353	1,897.00 73,983,000	3.69
2	日本電信電話	日本	株式	情報・通 信業	15,000	4,714.00 70,710,000	4,848.00 72,720,000	3.63
3	大和ハウス	日本	株式	建設業	22,000	3,132.00 68,904,000	3,166.00 69,652,000	3.48
4	SCSK	日本	株式	情報・通 信業	15,000	4,065.00 60,975,000	4,400.00 66,000,000	3.30
5	シスメックス	日本	株式	電気機器	9,200	7,090.00 65,228,000	7,040.00 64,768,000	3.23
6	リンナイ	日本	株式	金属製品	6,500	9,950.00 64,675,000	9,940.00 64,610,000	3.23
7	カシオ	日本	株式	電気機器	27,000	2,255.00 60,885,000	2,271.00 61,317,000	3.06
8	日立物流	日本	株式	陸運業	31,000	1,724.00 53,444,000	1,882.00 58,342,000	2.91
9	オリエンタルランド	日本	株式	サービ ス業	7,000	7,917.54 55,422,800	7,970.00 55,790,000	2.79
10	デンカ	日本	株式	化学	120,000	412.00 49,440,000	463.00 55,560,000	2.77
11	リクルートホールディングス	日本	株式	サービ ス業	16,000	3,470.00 55,520,000	3,435.00 54,960,000	2.74
12	ダイキン工業	日本	株式	機械	6,500	8,178.00 53,157,000	8,412.00 54,678,000	2.73
13	伊藤忠エネクス	日本	株式	卸売業	60,000	887.00 53,220,000	903.00 54,180,000	2.71
14	ポーラ・オルビスHD	日本	株式	化学	5,800	8,030.00 46,574,000	9,330.00 54,114,000	2.70
15	伊藤忠	日本	株式	卸売業	39,000	1,468.50 57,271,500	1,386.00 54,054,000	2.70
16	ヤマダ電機	日本	株式	小売業	100,000	601.85 60,185,798	532.00 53,200,000	2.66

17	ディスコ	日本	株式	機械	5,500	10,377.32 57,075,306	9,540.00 52,470,000	2.62
18	ソニー	日本	株式	電気機器	18,000	2,614.50 47,061,000	2,893.00 52,074,000	2.60
19	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	15,100	3,615.00 54,586,500	3,412.00 51,521,200	2.57
20	東京海上HD	日本	株式	保険業	12,700	4,012.00 50,952,400	3,800.00 48,260,000	2.41
21	ローソン	日本	株式	小売業	5,000	8,870.00 44,350,000	9,420.00 47,100,000	2.35
22	明電舎	日本	株式	電気機器	90,000	502.00 45,180,000	513.00 46,170,000	2.31
23	花王	日本	株式	化学	7,000	5,660.00 39,620,000	6,003.00 42,021,000	2.10
24	住友ゴム	日本	株式	ゴム製品	24,000	1,679.10 40,298,553	1,739.00 41,736,000	2.08
25	ニチレイ	日本	株式	食料品	45,000	906.00 40,770,000	916.00 41,220,000	2.06
26	宇部興産	日本	株式	化学	200,000	200.00 40,000,000	199.00 39,800,000	1.99
27	富士フイルムHLDGS	日本	株式	化学	8,800	4,297.00 37,813,600	4,451.00 39,168,800	1.96
28	日本電産	日本	株式	電気機器	5,000	8,198.00 40,990,000	7,701.00 38,505,000	1.92
29	中外製薬	日本	株式	医薬品	11,000	3,515.00 38,665,000	3,485.00 38,335,000	1.91
30	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	70,000	553.20 38,724,000	521.50 36,505,000	1.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	94.77%
合計	94.77%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	5.59%

食料品	3.56%
化学	11.52%
医薬品	1.91%
ゴム製品	2.08%
金属製品	3.23%
機械	10.83%
電気機器	14.82%
輸送用機器	3.57%
精密機器	1.01%
陸運業	2.91%
情報・通信業	8.88%
卸売業	5.41%
小売業	6.20%
銀行業	5.32%
保険業	2.41%
サービス業	5.53%
合計	94.77%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	141,003,758,534	98.49
内 香港	4,342,861,395	3.03
内 シンガポール	6,994,728,741	4.89
内 イギリス	13,778,415,036	9.62
内 オランダ	3,664,206,987	2.56
内 ベルギー	903,655,629	0.63

内 フランス	11,981,840,274	8.37
内 ドイツ	1,816,725,669	1.27
内 スペイン	2,052,487,613	1.43
内 イタリア	1,324,411,731	0.93
内 カナダ	1,592,506,524	1.11
内 アメリカ	72,207,359,597	50.44
内 オーストラリア	20,344,559,338	14.21
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,158,264,737	1.51
純資産総額	143,162,023,271	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	179,392,835	0.13
内 日本	179,392,835	0.13
為替予約取引(売建)	292,153,010	0.20
内 日本	292,153,010	0.20

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成28年3月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1 KLEPIERRE	フランス	投資証券	1,704,158	5,160.35 8,794,063,664	5,370.42 9,152,050,171	6.39
2 SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	394,342	22,433.46 8,846,455,957	23,181.65 9,141,500,748	6.39
3 VICINITY CENTRES	オーストラリア	投資証券	21,959,491	266.51 5,852,478,845	271.68 5,966,119,211	4.17
4 HAMMERSON PLC	イギリス	投資証券	5,837,461	934.27 5,453,813,723	933.46 5,449,087,714	3.81
5 SCENTRE GROUP	オーストラリア	投資証券	13,684,878	373.46 5,110,788,750	378.63 5,181,607,994	3.62
6 EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	435,723	9,834.71 4,285,209,520	10,424.02 4,541,988,229	3.17

7	APARTMENT INVT & MGMT CO - A	アメリカ	投資証 券	954,954	4,410.29 4,211,629,042	4,695.37 4,483,867,711	3.13
8	LINK REIT	香港	投資証 券	5,178,420	649.49 3,363,337,184	674.19 3,491,249,337	2.44
9	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証 券	386,694	8,179.44 3,162,940,835	8,434.09 3,261,415,092	2.28
10	DEXUS PROPERTY GROUP	オースト ラリア	投資証 券	4,734,541	667.57 3,160,661,208	677.92 3,209,663,707	2.24
11	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証 券	367,214	7,496.60 2,752,856,619	7,761.39 2,850,094,152	1.99
12	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証 券	268,702	10,303.45 2,768,560,094	10,588.53 2,845,161,768	1.99
13	FONCIERE DES REGIONS	フランス	投資証 券	265,163	10,526.31 2,791,188,204	10,671.88 2,829,790,103	1.98
14	BIG YELLOW GROUP PLC	イギリス	投資証 券	2,220,989	1,223.30 2,716,948,280	1,269.45 2,819,440,705	1.97
15	DDR CORP	アメリカ	投資証 券	1,394,455	1,943.73 2,710,444,017	1,976.40 2,756,010,902	1.93
16	HCP INC	アメリカ	投資証 券	742,449	3,676.74 2,729,798,173	3,655.33 2,713,902,934	1.90
17	SEGRO PLC	イギリス	投資証 券	3,905,340	672.12 2,624,895,862	666.94 2,604,660,577	1.82
18	WERELDHAVE NV	オランダ	投資証 券	394,012	6,189.61 2,438,784,161	6,340.94 2,498,407,830	1.75
19	CUBESMART	アメリカ	投資証 券	637,214	3,553.92 2,264,612,167	3,725.20 2,373,750,103	1.66
20	WESTFIELD CORP	オースト ラリア	投資証 券	2,673,972	855.60 2,287,850,443	865.08 2,313,219,753	1.62
21	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証 券	451,163	4,874.76 2,199,360,087	4,920.73 2,220,053,836	1.55
22	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	アメリカ	投資証 券	536,568	3,781.54 2,029,053,784	3,911.12 2,098,583,339	1.47
23	KILROY REALTY CORP	アメリカ	投資証 券	300,432	6,448.67 1,937,388,748	6,892.63 2,070,768,299	1.45
24	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証 券	77,379	24,914.67 1,927,872,621	26,181.19 2,025,874,920	1.42
25	CAPITALAND MALL TRUST	シンガ ポール	投資証 券	11,318,700	175.78 1,989,647,493	176.61 1,999,077,102	1.40
26	FORTUNE REIT	シンガ ポール	投資証 券	15,935,070	116.82 1,861,553,999	120.30 1,917,122,776	1.34

27	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	230,551	7,798.58 1,797,971,063	8,005.91 1,845,771,479	1.29
28	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	49,301	35,383.77 1,744,455,422	36,971.43 1,822,728,707	1.27
29	EDUCATION REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	385,626	4,559.03 1,758,081,583	4,714.53 1,818,045,809	1.27
30	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	ドイツ	投資証券	1,119,757	1,570.71 1,758,813,517	1,622.42 1,816,725,669	1.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	98.49%
合計	98.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売 2016年 4月	買建	644,124	104,398,986	104,290,186	0.07%
		米ドル買/円売 2016年4 月	買建	666,572	75,109,171	75,102,649	0.05%
		米ドル売/円買 2016年4 月	売建	1,926,509	217,058,986	217,049,721	0.15%
		ユーロ売/円買 2016年4 月	売建	588,169	75,109,171	75,103,289	0.05%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	80,201,409,900	97.05
内 日本	80,201,409,900	97.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,434,317,394	2.95
純資産総額	82,635,727,294	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成28年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド	日本	投資証券	10,100	570,648.66 5,763,551,494	667,000.00 6,736,700,000	8.15
2	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	10,000	543,801.65 5,438,016,572	650,000.00 6,500,000,000	7.87
3	日本リテールファンド	日本	投資証券	20,000	230,104.41 4,602,088,331	270,200.00 5,404,000,000	6.54
4	野村不動産マスターF	日本	投資証券	24,500	154,594.20 3,787,558,333	168,000.00 4,116,000,000	4.98
5	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	22,500	163,340.96 3,675,171,805	181,900.00 4,092,750,000	4.95
6	日本プロロジスリート	日本	投資証券	13,000	217,306.23 2,824,981,014	251,900.00 3,274,700,000	3.96
7	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	32,000	87,338.94 2,794,846,176	99,100.00 3,171,200,000	3.84
8	API投資法人	日本	投資証券	4,700	497,021.04 2,335,998,888	584,000.00 2,744,800,000	3.32
9	GLP投資法人	日本	投資証券	20,000	118,700.00 2,374,000,000	128,300.00 2,566,000,000	3.11

10	森ヒルズリート	日本	投資証券	15,000	148,359.78 2,225,396,800	166,500.00 2,497,500,000	3.02
11	オリックス不動産投資	日本	投資証券	14,000	159,600.00 2,234,400,000	174,500.00 2,443,000,000	2.96
12	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	28,000	70,836.89 1,983,432,944	84,400.00 2,363,200,000	2.86
13	インベスコ・オフィス・リート	日本	投資証券	20,000	97,400.00 1,948,000,000	105,700.00 2,114,000,000	2.56
14	フロンティア不動産投資	日本	投資証券	3,900	499,350.58 1,947,467,288	541,000.00 2,109,900,000	2.55
15	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	4,500	391,500.00 1,761,750,000	458,500.00 2,063,250,000	2.50
16	アドバンス・レジデンス	日本	投資証券	7,000	267,000.00 1,869,000,000	284,900.00 1,994,300,000	2.41
17	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	2,800	605,000.00 1,694,000,000	700,000.00 1,960,000,000	2.37
18	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	3,000	533,000.00 1,599,000,000	646,000.00 1,938,000,000	2.35
19	大和ハウスリート	日本	投資証券	3,700	480,868.80 1,779,214,588	493,500.00 1,825,950,000	2.21
20	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	6,800	227,900.00 1,549,720,000	235,100.00 1,598,680,000	1.93
21	日本賃貸住宅投資法人	日本	投資証券	16,000	80,778.68 1,292,459,254	83,100.00 1,329,600,000	1.61
22	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	3,000	420,500.00 1,261,500,000	433,500.00 1,300,500,000	1.57
23	プレミア投資法人	日本	投資証券	8,500	115,900.00 985,150,000	139,100.00 1,182,350,000	1.43
24	森トラスト総合リート	日本	投資証券	6,000	212,340.16 1,274,041,023	194,600.00 1,167,600,000	1.41
25	積水ハウス・リート投資	日本	投資証券	9,000	126,000.00 1,134,000,000	129,700.00 1,167,300,000	1.41
26	ヒューリックリート投資法	日本	投資証券	6,000	165,757.77 994,546,677	183,000.00 1,098,000,000	1.33
27	トップリート投資法人	日本	投資証券	2,400	458,000.00 1,099,200,000	444,500.00 1,066,800,000	1.29
28	ケネディクスレジデンシャル	日本	投資証券	3,500	299,800.00 1,049,300,000	296,200.00 1,036,700,000	1.25
29	日本リート投資法人	日本	投資証券	3,500	287,500.00 1,006,250,000	295,100.00 1,032,850,000	1.25

30	いちごオフィスリート投資法人	日本	投資証券	11,000	83,800.00 921,800,000	86,900.00 955,900,000	1.16
----	----------------	----	------	--------	--------------------------	--------------------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.05%
合計	97.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

2016年3月31日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円 設定来分配金合計額: 3,765円

決算期	第106期 15年4月	第107期 15年5月	第108期 15年6月	第109期 15年7月	第110期 15年8月	第111期 15年9月	第112期 15年10月	第113期 15年11月	第114期 15年12月	第115期 16年1月	第116期 16年2月	第117期 16年3月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位銘柄	国・地域名	比率
国内リート	49	17.0%	日本円	51.4%	直接利回り(%)	ダイアク	日本	0.6%
外国リート	67	16.6%	米ドル	22.8%	最終利回り(%)	日本電信電話	日本	0.6%
国内債券	87	16.5%	ユーロ	10.8%	修正デュレーション	大和ハウス	日本	0.5%
外国債券・先物	35	15.8%	カナダ・ドル	4.0%	残存年数	SCSK	日本	0.5%
外国株式	92	15.3%	英ポンド	3.8%	債券格付別構成	シスメックス	日本	0.5%
国内株式	42	14.7%	豪ドル	2.8%	AAA	日本ビルファンド	日本	1.4%
			ポーランド・ズロチ	1.4%	AA	ジャパンリアルエステイト	日本	1.4%
			スウェーデン・クローネ	0.8%	A	日本リート	日本	1.1%
			香港ドル	0.7%	BBB	KLEPIERRE	フランス	1.1%
コール・ローン、その他		4.6%	その他	1.4%	BB	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	1.1%
合計	372	-	合計	100.0%	合計	合計		8.8%

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※債券格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



*ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

*2016年は3月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・海外の店頭登録の株式：原則として海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として次の1.～3.に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、
 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00～17:00)

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月7日から翌月6日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年6月28日から平成18年7月6日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意

のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年3月および9月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社

の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年9月8日から平成28年3月7日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成27年9月7日現在	当 期 平成28年3月7日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	7,813,040
コール・ローン	13,461,939	2,416,190
親投資信託受益証券	1,131,943,710	1,030,982,616
流動資産合計	1,145,405,649	1,041,211,846
資産合計	1,145,405,649	1,041,211,846
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,293,979	1,170,036
未払解約金	405,288	-
未払受託者報酬	58,007	42,004
未払委託者報酬	1,462,079	1,058,649
その他未払費用	55,096	44,941
流動負債合計	3,274,449	2,315,630
負債合計	3,274,449	2,315,630
純資産の部		
元本等		
元本	1 1,293,979,432	1 1,170,036,161
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 151,848,232	2 131,139,945
（分配準備積立金）	24,050,002	23,579,504
元本等合計	1,142,131,200	1,038,896,216
純資産合計	1,142,131,200	1,038,896,216
負債純資産合計	1,145,405,649	1,041,211,846

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成27年3月7日 平成27年9月7日	自 至	当 期 平成27年9月8日 平成28年3月7日
営業収益				
受取利息		3,848		3,126
有価証券売買等損益		73,379,516		26,038,906
営業収益合計		73,375,668		26,042,032
営業費用				
受託者報酬		367,891		300,174
委託者報酬		1,927,237		1,756,514
その他費用		55,096		44,941
営業費用合計		9,695,224		7,910,629
営業利益又は営業損失（ ）		83,070,892		18,131,403
経常利益又は経常損失（ ）		83,070,892		18,131,403
当期純利益又は当期純損失（ ）		83,070,892		18,131,403
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		534,280		277,855
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		70,160,948		151,848,232
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,295,023		9,634,082
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,295,023		9,634,082
剰余金減少額又は欠損金増加額		20,777		36,299
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		20,777		36,299
分配金		2,835,358		2,729,754
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		151,848,232		131,139,945

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成27年9月8日	至 平成28年3月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 平成27年9月6日が休日のため、前特定期間末日を平成27年9月7日としており、平成28年3月6日が休日のため、当特定期間末日を平成28年3月7日としております。このため、当特定期間は182日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1. 1 期首元本額	1,518,192,713円	1,293,979,432円
期中追加設定元本額	457,336円	418,072円
期中一部解約元本額	224,670,617円	124,361,343円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,293,979,432口	1,170,036,161口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は151,848,232円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は131,139,945円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成27年3月7日 至 平成27年9月7日	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日

1.	1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	501,654円	415,552円
2.	2 分配金の計算過程	<p>（自平成27年3月7日 至平成27年4月6日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,521,414円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（8,073,275円）及び分配準備積立金（26,046,550円）より分配対象額は36,641,239円（1万口当たり245.54円）であり、うち1,492,250円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年9月8日 至平成27年10月6日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,081,686円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,958,301円）及び分配準備積立金（23,875,568円）より分配対象額は33,915,555円（1万口当たり264.00円）であり、うち1,284,673円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
		<p>（自平成27年4月7日 至平成27年5月7日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,277,959円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,828,166円）及び分配準備積立金（26,247,508円）より分配対象額は35,353,633円（1万口当たり244.38円）であり、うち1,446,680円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年10月7日 至平成27年11月6日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,638,849円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,770,545円）及び分配準備積立金（24,973,091円）より分配対象額は33,382,485円（1万口当たり267.12円）であり、うち1,249,741円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>

（自平成27年5月8日 至平成27年6月8日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,683,048円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金

（7,657,444円）及び分配準備積立金（25,504,104円）より分配対象額は35,844,596円（1万口当たり253.34円）であり、うち1,414,874円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自平成27年6月9日 至平成27年7月6日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（999,998円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金

（7,463,966円）及び分配準備積立金（26,089,665円）より分配対象額は34,553,629円（1万口当たり250.59円）であり、うち1,378,871円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自平成27年11月7日 至平成27年12月7日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,806,300円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金

（6,601,332円）及び分配準備積立金（24,721,979円）より分配対象額は33,129,611円（1万口当たり271.94円）であり、うち1,218,259円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自平成27年12月8日 至平成28年1月6日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（902,265円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金

（6,503,668円）及び分配準備積立金（24,929,000円）より分配対象額は32,334,933円（1万口当たり269.46円）であり、うち1,199,982円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

<p>(自平成27年7月7日 至平成27年8月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,547,252円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,199,176円)及び分配準備積立金(24,792,655円)より分配対象額は33,539,083円(1万口当たり252.23円)であり、うち1,329,704円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成28年1月7日 至平成28年2月8日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(238,310円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,375,378円)及び分配準備積立金(24,138,976円)より分配対象額は30,752,664円(1万口当たり261.49円)であり、うち1,176,063円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成27年8月7日 至平成27年9月7日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,007,075円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,007,135円)及び分配準備積立金(24,336,906円)より分配対象額は32,351,116円(1万口当たり250.01円)であり、うち1,293,979円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成28年2月9日 至平成28年3月7日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,668,577円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,344,076円)及び分配準備積立金(23,080,963円)より分配対象額は31,093,616円(1万口当たり265.75円)であり、うち1,170,036円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成28年3月7日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成27年9月7日現在	当 期 平成28年3月7日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	111,122,899	1,876,429
合計	111,122,899	1,876,429

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成27年9月7日現在	当 期 平成28年3月7日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成27年9月7日現在	当 期 平成28年3月7日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8827円 (8,827円)	0.8879円 (8,879円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益 証券	ダイワ・外債ソブリン・マザーファン ド	104,300,314	169,873,921	
	ダイワ日本国債マザーファンド	142,065,484	178,988,303	
	ダイワ・グローバルREIT・マザー ファンド	88,879,508	170,853,078	

	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	78,793,653	189,246,595	
	ダイワ日本ハーモニーストック・マザーファンド	168,015,670	159,631,688	
	ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンド	100,407,489	162,389,031	
親投資信託受益証券 合計			1,030,982,616	
合計			1,030,982,616	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」受益証券、「ダイワ日本国債マザーファンド」受益証券、「ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンド」受益証券、「ダイワ日本ハーモニーストック・マザーファンド」受益証券、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」受益証券及び「ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	967,571,016	920,948,870
金銭信託	-	147,249,355
コール・ローン	229,936,700	45,537,006
国債証券	46,841,081,115	39,983,064,830
特殊債券	1,915,431,903	1,457,102,051

派生商品評価勘定		274,323,707	184,008,215
未収入金		1,013,091,660	705,505,851
未収利息		136,914,092	215,315,305
前払費用		379,621,772	198,917,628
差入委託証拠金		747,969,223	682,876,457
流動資産合計		52,505,941,188	44,540,525,568
資産合計		52,505,941,188	44,540,525,568
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		264,811,932	199,721,138
未払金		1,056,163,499	696,278,578
未払解約金		82,600,000	83,309,000
流動負債合計		1,403,575,431	979,308,716
負債合計		1,403,575,431	979,308,716
純資産の部			
元本等			
元本	1	30,396,580,094	26,746,252,759
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		20,705,785,663	16,814,964,093
元本等合計		51,102,365,757	43,561,216,852
純資産合計		51,102,365,757	43,561,216,852
負債純資産合計		52,505,941,188	44,540,525,568

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券

	<p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1. 1期首	平成27年3月7日	平成27年9月8日
期首元本額	34,650,175,226円	30,396,580,094円
期中追加設定元本額	193,931,121円	35,415,523円
期中一部解約元本額	4,447,526,253円	3,685,742,858円

期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワF0Fs用外債ソブリン・オープン(適格機関投資家専用)	2,680,823,317円	2,470,108,529円
富山応援ファンド(地域企業株・外債バランス/毎月分配型)	779,975,833円	741,210,522円
ダイワ外債ソブリン・オープン(毎月分配型)	1,472,544,155円	1,383,158,918円
ダイワ・バランス3資産(外債・海外リート・好配当日本株)	69,521,715円	62,072,318円
新潟県応援ファンド(外債バランス・毎月分配型)	285,064,700円	- 円
安定重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	273,496,559円	270,017,990円
インカム重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	575,347,717円	532,963,166円
成長重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	782,284,559円	699,545,615円
F I T ネット・三県応援ファンド(毎月分配型)	315,351,551円	- 円
長野応援ファンド(毎月分配型)	426,934,250円	- 円
栃木応援・外債バランスファンド(毎月分配型)	275,691,523円	- 円
京都応援バランスファンド(隔月分配型)	329,105,339円	290,551,560円
北東北三県応援・外債バランスファンド(毎月分配型)	260,556,559円	223,227,993円
6資産バランスファンド(分配型)	1,701,485,420円	1,634,162,517円
6資産バランスファンド(成長型)	161,811,191円	155,701,481円
ダイワ海外ソブリン・ファンド(毎月分配型)	14,785,906,096円	13,507,370,600円
富山応援ファンドP A R T 2(地域企業株・外債バランス/隔月分配型)	423,044,756円	406,924,800円

奈良応援ファンド（外債バランス・毎月分配型）	135,662,465円	132,763,955円
ダイワ三資産分散ファンド（インカム&キャッシュ、外債、内外リート）（隔月分配型）	363,055,401円	328,075,105円
世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）	116,092,073円	104,300,314円
ダイワ外債ソブリン・ファンド（毎月分配型）	1,474,245,226円	1,402,656,931円
兵庫応援バランスファンド（毎月分配型）	120,001,118円	111,107,260円
『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン（奇数月分配型）	35,987,411円	31,068,081円
ダイワ・株/債券/コモディティ・バランスファンド	382,900,038円	355,326,105円
紀陽地域株式・外債バランスファンド（隔月分配型）	196,628,504円	70,645,596円
愛媛県応援ファンド（外債バランス・毎月分配型）	87,887,778円	83,207,145円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	1,701,711,916円	1,582,577,846円
地球環境株・外債バランス・ファンド	113,523,035円	104,769,036円
ダイワ海外ソブリン・ファンド（1年決算型）	69,939,889円	62,739,376円
計	30,396,580,094円	26,746,252,759円
2. 期末日における受益権の総数	30,396,580,094口	26,746,252,759口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における債券先物取引を利用しております。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してしております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年3月7日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	497,970,943	351,030,961
特殊債券	993,544	46,494
合計	498,964,487	351,077,455

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成27年4月11日から平成27年9月7日まで、及び平成27年10月14日から平成28年3月7日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 債券関連

種 類	平成27年9月7日 現在				平成28年3月7日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
債券先物取引								
売 建	5,453,964,200	-	5,457,126,938	3,162,738	-	-	-	-
買 建	2,082,953,966	-	2,094,569,640	11,615,674	4,573,798,167	-	4,563,509,260	10,288,907
合計	7,536,918,166	-	7,551,696,578	8,452,936	4,573,798,167	-	4,563,509,260	10,288,907

（注） 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

	平成27年9月7日 現在	平成28年3月7日 現在

種 類	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	16,570,772,219	-	16,323,084,856	247,687,363	5,327,660,561	-	5,514,423,748	186,763,187
アメリカ・ドル	2,942,765,811	-	2,926,008,559	16,757,252	-	-	-	-
イギリス・ポンド	2,290,673,926	-	2,231,345,110	59,328,816	1,151,602,200	-	1,179,318,000	27,715,800
オーストラリア・ドル	1,144,964,800	-	1,121,876,000	23,088,800	2,823,100,000	-	2,948,050,000	124,950,000
カナダ・ドル	4,235,250,987	-	4,217,985,672	17,265,315	-	-	-	-
スウェーデン・クローナ	361,557,500	-	356,517,640	5,039,860	39,939,600	-	40,200,000	260,400
ポーランド・ズロチ	-	-	-	-	843,300,000	-	867,000,000	23,700,000
ユーロ	5,595,559,195	-	5,469,351,875	126,207,320	469,718,761	-	479,855,748	10,136,987
買 建	16,337,738,919	-	16,091,110,395	246,628,524	5,239,248,761	-	5,420,587,932	181,339,171
アメリカ・ドル	3,956,400,000	-	3,952,266,093	4,133,907	1,156,780,000	-	1,183,398,875	26,618,875
イギリス・ポンド	3,247,144,161	-	3,165,856,500	81,287,661	469,718,761	-	484,650,000	14,931,239
オーストラリア・ドル	1,172,380,987	-	1,124,125,298	48,255,689	-	-	-	-
カナダ・ドル	3,907,234,811	-	3,863,940,319	43,294,492	2,823,100,000	-	2,962,164,345	139,064,345
スウェーデン・クローナ	606,060,034	-	593,040,000	13,020,034	-	-	-	-
デンマーク・クローネ	-	-	-	-	789,650,000	-	790,374,712	724,712
ノルウェー・クローネ	408,330,000	-	405,499,685	2,830,315	-	-	-	-
ポーランド・ズロチ	1,005,825,000	-	990,344,440	15,480,560	-	-	-	-
ユーロ	2,034,363,926	-	1,996,038,060	38,325,866	-	-	-	-
合計	32,908,511,138	-	32,414,195,251	1,058,839	10,566,909,322	-	10,935,011,680	5,424,016

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1口当たり純資産額	1.6812円	1.6287円
(1万口当たり純資産額)	(16,812円)	(16,287円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	0.25% US Treasury Inflation Indexed Bonds 20250115	20,000,000.000	19,786,033.200	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20250515	5,000,000.000	5,103,900.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250815	28,000,000.000	28,264,600.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20251115	11,000,000.000	11,339,350.000	

	1.625% United States Treasury Note/Bond 20260215	4,000,000.000	3,906,560.000	
	5.625% Mexico Government International Bond 20170115	3,000,000.000	3,114,000.000	
	5.125% Mexico Government International Bond 20200115	17,500,000.000	19,276,250.000	
アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 90,790,693.200 (10,322,901,817)	
イギリス・ポ ンド	5% United Kingdom Gilt 20250307	イギリス・ポンド 21,500,000.000	イギリス・ポンド 28,076,850.000	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 28,076,850.000 (4,536,657,424)	
オーストラ リア・ドル	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	オーストラリア・ドル 25,500,000.000	オーストラリア・ドル 30,016,050.000	
	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20250421	27,000,000.000	28,642,140.000	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 58,658,190.000 (4,942,539,090)	
カナダ・ドル	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20200601	カナダ・ドル 12,500,000.000	カナダ・ドル 14,016,000.000	
	2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20220601	10,000,000.000	11,131,800.000	
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	3,500,000.000	4,611,250.000	
	2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	20,000,000.000	21,755,000.000	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 51,514,050.000 (4,394,663,605)	
スウェーデン・ クローナ	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	スウェーデン・クローナ 32,000,000.000	スウェーデン・クローナ 39,749,760.000	

	1.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20231113	35,000,000.000	38,015,250.000	
スウェーデン・クローナ 小計			スウェーデン・クローナ 77,765,010.000 (1,042,051,134)	
デンマーク・ク ローネ	1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	11,000,000.000	デンマーク・クローネ 12,239,040.000	
デンマーク・クローネ 小計			デンマーク・クローネ 12,239,040.000 (205,003,921)	
ノルウェー・ク ローネ	3.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20210525	25,000,000.000	ノルウェー・クローネ 28,754,250.000	
	2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20230524	4,000,000.000	ノルウェー・クローネ 4,267,200.000	
ノルウェー・クローネ 小計			ノルウェー・クローネ 33,021,450.000 (441,827,000)	
ポーランド・ズ ロチ	5.5% Poland Government Bond 20191025	5,000,000.000	ポーランド・ズロチ 5,669,800.000	
	5.25% Poland Government Bond 20201025	50,000,000.000	ポーランド・ズロチ 57,150,000.000	
	5.75% Poland Government Bond 20211025	48,000,000.000	ポーランド・ズロチ 56,846,400.000	
ポーランド・ズロチ 小計			ポーランド・ズロチ 119,666,200.000 (3,459,549,842)	
ユーロ	0.8% Belgium Government Bond 20250622	36,000,000.000	ユーロ 36,826,200.000	
	4.375% Slovenia Government Bond 20210118	8,000,000.000	ユーロ 9,512,320.000	
	0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260215	5,000,000.000	ユーロ 5,137,150.000	
	1.85% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270725	5,000,000.000	ユーロ 6,651,296.620	

		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20250525	10,000,000.000	10,016,200.000	
		5.4% IRISH TREASURY 20250313	10,000,000.000	13,948,700.000	
		1% IRISH TREASURY 20260515	3,000,000.000	3,024,720.000	
	ユーロ 小計			ユーロ 85,116,586.620 (10,637,870,997)	
国債証券 合計				39,983,064,830 [39,983,064,830]	
特殊債券	カナダ・ドル	2.55% CANADA HOUSING TRUST 20250315	カナダ・ドル 4,500,000.000	カナダ・ドル 4,781,655.000	
		2.25% CANADA HOUSING TRUST 20251215	7,000,000.000	7,223,580.000	
		2.3% Japan Bank For International Cooperation 20180319	5,000,000.000	5,074,850.000	
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 17,080,085.000 (1,457,102,051)		
特殊債券 合計				1,457,102,051 [1,457,102,051]	
合計				41,440,166,881 [41,440,166,881]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 7銘柄	100%	24.9%
イギリス・ポンド	国債証券 1銘柄	100%	10.9%
オーストラリア・ドル	国債証券 2銘柄	100%	11.9%
カナダ・ドル	国債証券 4銘柄	100%	14.1%
	特殊債券 3銘柄		
スウェーデン・クローナ	国債証券 2銘柄	100%	2.5%
デンマーク・クローネ	国債証券 1銘柄	100%	0.5%
ノルウェー・クローネ	国債証券 2銘柄	100%	1.1%
ポーランド・ズロチ	国債証券 3銘柄	100%	8.3%
ユーロ	国債証券 7銘柄	100%	25.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ日本国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	680,396,737
コール・ローン	2,191,035,441	210,413,356
国債証券	415,861,792,300	444,262,781,080
未収入金	-	1,489,247,000
未収利息	3,256,249,148	3,131,126,193
前払費用	48,209,529	151,378,828
流動資産合計	421,357,286,418	449,925,343,194
資産合計	421,357,286,418	449,925,343,194
負債の部		
流動負債		
未払金	1,001,770,000	-
未払解約金	19,375,912	1,438,353,306
流動負債合計	1,021,145,912	1,438,353,306
負債合計	1,021,145,912	1,438,353,306
純資産の部		
元本等		
元本	1 344,297,883,408	355,959,594,568
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	76,038,257,098	92,527,395,320
元本等合計	420,336,140,506	448,486,989,888
純資産合計	420,336,140,506	448,486,989,888
負債純資産合計	421,357,286,418	449,925,343,194

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1. 1 期首	平成27年3月7日	平成27年9月8日
期首元本額	321,362,426,247円	344,297,883,408円
期中追加設定元本額	30,106,009,133円	41,772,992,459円
期中一部解約元本額	7,170,551,972円	30,111,281,299円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ日本国債ファンドV A （適格機関投資家専用）	11,545,370円	12,971,276円
安定重視ポートフォリオ（奇 数月分配型）	392,043,976円	367,726,394円
6 資産バランスファンド（分 配型）	484,346,081円	432,588,656円
6 資産バランスファンド（成 長型）	228,292,839円	202,560,230円
ダイワ日本国債ファンド（毎 月分配型）	336,617,616,836円	345,490,774,840円
世界6資産均等分散ファンド （毎月分配型）	167,234,897円	142,065,484円

ダイワ・株/債券/コモディ ティ・バランスファンド	78,863,172円	59,527,779円
ダイワ日本国債ファンド（年1 回決算型）	6,036,558,788円	8,951,778,921円
ダイワ・ニッポン応援ファン ドVol.4 - 日本の真価 -（国 債コース）	281,381,449円	299,600,988円
計	344,297,883,408円	355,959,594,568円
2. 期末日における受益権の総数	344,297,883,408口	355,959,594,568口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年3月7日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい
ことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	39,184,779	8,896,425,060
合計	39,184,779	8,896,425,060

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成27年3月11日から平成27年9月7日まで、及び平成27年3月11日から平成28年3月7日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1口当たり純資産額	1.2209円	1.2599円
（1万口当たり純資産額）	（12,209円）	（12,599円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	3 3 9 2年国債	300,000,000	300,072,000	
	3 4 4 2年国債	1,000,000,000	1,001,320,000	
	3 4 8 2年国債	500,000,000	501,175,000	
	3 4 9 2年国債	900,000,000	902,322,000	
	3 5 0 2年国債	100,000,000	100,305,000	
	3 5 2 2年国債	500,000,000	501,805,000	

354	2年国債	500,000,000	502,065,000	
355	2年国債	500,000,000	502,195,000	
356	2年国債	700,000,000	703,255,000	
357	2年国債	500,000,000	502,530,000	
358	2年国債	500,000,000	502,665,000	
360	2年国債	800,000,000	804,840,000	
361	2年国債	700,000,000	704,494,000	
95	5年国債	1,000,000,000	1,000,210,000	
107	5年国債	300,000,000	302,256,000	
112	5年国債	200,000,000	202,844,000	
114	5年国債	500,000,000	506,690,000	
116	5年国債	700,000,000	708,330,000	
122	5年国債	200,000,000	202,364,000	
281	10年国債	1,600,000,000	1,609,680,000	
283	10年国債	1,900,000,000	1,919,912,000	
284	10年国債	700,000,000	710,269,000	
287	10年国債	350,000,000	359,446,500	
289	10年国債	1,000,000,000	1,030,700,000	
292	10年国債	1,400,000,000	1,454,656,000	
296	10年国債	2,150,000,000	2,243,955,000	
297	10年国債	1,200,000,000	1,254,264,000	
300	10年国債	200,000,000	210,460,000	
301	10年国債	300,000,000	317,058,000	
305	10年国債	900,000,000	951,642,000	
313	10年国債	2,200,000,000	2,367,068,000	
1	30年国債	8,450,000,000	11,519,631,500	
2	30年国債	4,000,000,000	5,262,400,000	
3	30年国債	7,800,000,000	10,180,716,000	
4	30年国債	8,100,000,000	11,328,498,000	
32	利付国債20年	9,543,000,000	9,554,928,750	
33	利付国債20年	11,194,000,000	11,430,976,980	
34	利付国債20年	9,219,000,000	9,571,073,610	
35	利付国債20年	300,000,000	310,836,000	
36	利付国債20年	770,000,000	807,976,400	
37	利付国債20年	10,723,000,000	11,268,371,780	
38	利付国債20年	9,426,000,000	9,987,224,040	
40	20年国債	11,742,000,000	12,496,071,240	
42	20年国債	10,218,000,000	11,096,952,360	
43	20年国債	14,172,000,000	15,744,099,960	

4 4	2 0 年国債	8,085,000,000	8,975,481,900	
4 6	2 0 年国債	3,900,000,000	4,304,781,000	
4 7	2 0 年国債	8,050,000,000	8,938,639,500	
4 8	2 0 年国債	6,001,000,000	6,785,630,750	
4 9	2 0 年国債	4,618,000,000	5,159,599,040	
5 1	2 0 年国債	4,900,000,000	5,477,220,000	
5 2	2 0 年国債	7,368,000,000	8,314,493,280	
5 4	2 0 年国債	6,787,000,000	7,740,030,540	
5 5	2 0 年国債	4,904,000,000	5,564,519,760	
5 6	2 0 年国債	5,570,000,000	6,347,572,000	
5 8	2 0 年国債	8,325,000,000	9,479,261,250	
5 9	2 0 年国債	6,495,000,000	7,341,103,650	
6 1	2 0 年国債	4,800,000,000	5,206,992,000	
6 3	2 0 年国債	6,408,000,000	7,341,453,360	
6 4	2 0 年国債	8,235,000,000	9,532,341,900	
6 5	2 0 年国債	6,077,000,000	7,063,661,720	
6 8	2 0 年国債	4,605,000,000	5,482,344,600	
7 0	2 0 年国債	8,688,000,000	10,532,636,160	
7 2	2 0 年国債	6,400,000,000	7,628,352,000	
7 4	2 0 年国債	4,815,000,000	5,761,340,100	
7 5	2 0 年国債	4,474,000,000	5,370,902,780	
7 7	2 0 年国債	236,000,000	281,160,960	
8 0	2 0 年国債	9,423,000,000	11,349,249,660	
8 2	2 0 年国債	5,765,000,000	6,972,421,600	
8 3	2 0 年国債	5,650,000,000	6,851,020,500	
8 6	2 0 年国債	4,750,000,000	5,875,227,500	
8 8	2 0 年国債	8,960,000,000	11,124,646,400	
9 0	2 0 年国債	2,000,000,000	2,471,300,000	
9 1	2 0 年国債	4,700,000,000	5,857,234,000	
9 2	2 0 年国債	3,970,000,000	4,879,527,000	
9 4	2 0 年国債	5,300,000,000	6,534,847,000	
9 5	2 0 年国債	7,705,000,000	9,704,370,450	
9 7	2 0 年国債	7,640,000,000	9,567,572,000	
9 9	2 0 年国債	4,100,000,000	5,102,532,000	
1 0 1	2 0 年国債	5,160,000,000	6,625,852,800	
1 0 2	2 0 年国債	8,320,000,000	10,719,820,800	
1 0 6	2 0 年国債	6,740,000,000	8,544,972,000	
1 0 7	2 0 年国債	3,800,000,000	4,783,402,000	
1 1 0	2 0 年国債	3,000,000,000	3,786,360,000	

	1 1 1	2 0 年国債	3,550,000,000	4,539,101,000	
	1 1 5	2 0 年国債	4,500,000,000	5,784,795,000	
	1 2 1	2 0 年国債	3,900,000,000	4,884,672,000	
	1 2 3	2 0 年国債	3,300,000,000	4,233,735,000	
国債証券	合計			444,262,781,080	
合計				444,262,781,080	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	70,029,406	22,169,227
金銭信託	-	43,958,362
コール・ローン	5,961,250	13,594,166
株式	1,981,713,013	1,900,110,012
未収入金	11,588,584	68,320,433
未収配当金	1,946,248	3,003,818
流動資産合計	2,071,238,501	2,051,156,018
資産合計	2,071,238,501	2,051,156,018
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	323
未払金	19,962,794	69,306,293
未払解約金	-	1,000,000
流動負債合計	19,962,794	70,306,616
負債合計	19,962,794	70,306,616
純資産の部		
元本等		

元本	1	1,162,111,809	1,224,797,004
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		889,163,898	756,052,398
元本等合計		2,051,275,707	1,980,849,402
純資産合計		2,051,275,707	1,980,849,402
負債純資産合計		2,071,238,501	2,051,156,018

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1. 1 期首	平成27年3月7日	平成27年9月8日
期首元本額	1,277,508,368円	1,162,111,809円
期中追加設定元本額	51,336,265円	91,105,961円
期中一部解約元本額	166,732,824円	28,420,766円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産バランスファンド（分配型）	301,719,082円	313,183,438円
6 資産バランスファンド（成長型）	756,269,271円	811,206,077円
世界6 資産均等分散ファンド（毎月分配型）	104,123,456円	100,407,489円
計	1,162,111,809円	1,224,797,004円
2. 期末日における受益権の総数	1,162,111,809口	1,224,797,004口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> <p>外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年3月7日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	48,878,211	7,020,978
合計	48,878,211	7,020,978

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成27年3月7日から平成27年9月7日まで、及び平成27年9月8日から平成28年3月7日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成27年9月7日 現在				平成28年3月7日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
売 建	-	-	-	-	6,700,000	-	6,700,000	0
スウェーデン ・クローナ	-	-	-	-	6,700,000	-	6,700,000	0
買 建	-	-	-	-	6,700,000	-	6,699,677	323
ユーロ	-	-	-	-	6,700,000	-	6,699,677	323
合計	-	-	-	-	13,400,000	-	13,399,677	323

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7651円 (17,651円)	1.6173円 (16,173円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	FIRST SOLAR INC	2,500	69.520	173,800.000	
	LAS VEGAS SANDS CORP	1,500	51.800	77,700.000	
	LULULEMON ATHLETICA INC	2,300	61.220	140,806.000	
	DR HORTON INC	8,000	28.400	227,200.000	
	APPLE INC	2,800	103.010	288,428.000	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	6,500	38.090	247,585.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	3,000	60.050	180,150.000	
	BROADCOM LTD	1,500	146.060	219,090.000	
	TIME WARNER INC	1,500	68.810	103,215.000	
	COSTCO WHOLESALE CORP	1,000	150.900	150,900.000	
	HCA HOLDINGS INC	3,500	73.000	255,500.000	
	AMAZON.COM INC	300	575.140	172,542.000	
	EXXON MOBIL CORP	3,000	82.290	246,870.000	
	NEXTERA ENERGY INC	3,200	114.290	365,728.000	
	GENERAL ELECTRIC CO	5,000	30.460	152,300.000	
	GENERAL MOTORS CO	6,000	31.370	188,220.000	
	ALPHABET INC-CL C	300	710.890	213,267.000	
	HALLIBURTON CO	2,700	34.880	94,176.000	
	ELI LILLY & CO	4,000	73.600	294,400.000	
MCDONALD'S CORP	2,500	117.180	292,950.000		
FACEBOOK INC-A	2,200	108.390	238,458.000		
MASCO CORP	6,000	28.990	173,940.000		

	NIKE INC -CL B	2,500	61.260	153,150.000	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	1,300	191.070	248,391.000	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,000	94.490	94,490.000	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	4,000	83.490	333,960.000	
	CONOCOPHILLIPS	1,500	41.120	61,680.000	
	AT&T INC	5,000	37.930	189,650.000	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	1,700	97.000	164,900.000	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,500	121.800	182,700.000	
	ULTA SALON COSMETICS & FRAGR	500	168.970	84,485.000	
	WALT DISNEY CO/THE	1,000	98.480	98,480.000	
	TJX COMPANIES INC	3,200	75.400	241,280.000	
	ALLERGAN PLC	500	288.670	144,335.000	
	NVIDIA CORP	7,500	32.550	244,125.000	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,000	87.300	87,300.000	
	NETFLIX INC	500	101.580	50,790.000	
	BANK OF AMERICA CORP	10,000	13.540	135,400.000	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	3,500	57.740	202,090.000	
	COACH INC	4,000	38.780	155,120.000	
	EATON CORP PLC	3,000	57.950	173,850.000	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,500	143.900	215,850.000	
	APPLIED MATERIALS INC	6,000	19.390	116,340.000	
	INTEL CORP	9,000	30.630	275,670.000	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	4,500	43.760	196,920.000	
	ILLUMINA INC	500	156.140	78,070.000	
	CINTAS CORP	3,000	87.000	261,000.000	
	MICROSOFT CORP	6,000	52.030	312,180.000	
	BLACKROCK INC	800	323.760	259,008.000	
	HASBRO INC	3,500	77.910	272,685.000	
	PROGRESSIVE CORP	4,000	33.190	132,760.000	
	ELECTRONIC ARTS INC	1,800	64.430	115,974.000	
	CBS CORP-CLASS B NON VOTING	3,600	51.400	185,040.000	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	1,700	186.820	317,594.000	
アメリカ・ドル	小計			アメリカ・ドル 10,282,492.000 (1,169,119,340)	
イギリス・ポンド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	INMARSAT PLC	5,000	9.320	46,600.000	

	GLAXOSMITHKLINE PLC	9,000	13.700	123,300.000	
	SAINSBURY (J) PLC	45,000	2.672	120,240.000	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	8,000	9.125	73,000.000	
	PROVIDENT FINANCIAL PLC	3,800	32.600	123,880.000	
	ITV PLC	65,000	2.307	149,955.000	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	12,000	16.775	201,300.000	
イギリス・ボンド 小計				イギリス・ボンド 838,275.000 (135,448,475)	
カナダ・ドル	株 AGRIUM INC	1,500	カナダ・ドル 114.950	カナダ・ドル 172,425.000	
カナダ・ドル 小計				カナダ・ドル 172,425.000 (14,709,577)	
スウェーデン・ クローナ	株 SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	5,000	スウェーデン・クロー ナ 253.600	スウェーデン・クローナ 1,268,000.000	
スウェーデン・クローナ 小計				スウェーデン・クローナ 1,268,000.000 (16,991,200)	
デンマーク・ク ローネ	株 NOVO NORDISK A/S-B	3,800	デンマーク・クローネ 379.600	デンマーク・クローネ 1,442,480.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	2,100	462.300	970,830.000	
	PANDORA A/S	2,000	872.000	1,744,000.000	
デンマーク・クローネ 小計				デンマーク・クローネ 4,157,310.000 (69,634,943)	
ユーロ	株 THYSSENKRUPP AG	10,000	ユーロ 17.030	ユーロ 170,300.000	
	SAP SE	2,800	69.890	195,692.000	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	20,000	15.455	309,100.000	
	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	2,300	67.300	154,790.000	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	10,000	11.430	114,300.000	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	6,000	24.205	145,230.000	
	HEINEKEN NV	1,000	75.880	75,880.000	
	KONINKLIJKE AHOLD NV	12,000	20.260	243,120.000	
	TOTAL SA	4,700	42.675	200,572.500	
	KERING	800	163.650	130,920.000	

THALES SA	2,200	72.500	159,500.000	
SOCIETE GENERALE SA	3,000	35.100	105,300.000	
CAP GEMINI	2,500	77.350	193,375.000	
ESSILOR INTERNATIONAL	1,700	109.500	186,150.000	
AXA SA	11,000	21.350	234,850.000	
TECHNIP SA	2,000	49.330	98,660.000	
DASSAULT SYSTEMES SA	1,300	68.500	89,050.000	
SAFRAN SA	3,500	58.800	205,800.000	
KBC GROEP NV	3,800	50.750	192,850.000	
INTESA SANPAOLO	70,000	2.524	176,680.000	
ATLANTIA SPA	7,500	23.700	177,750.000	
NOKIA OYJ	35,000	5.605	196,175.000	
CRH PLC	8,000	24.780	198,240.000	
ユーロ 小計			ユーロ 3,954,284.500 (494,206,477)	
合計			1,900,110,012 [1,900,110,012]	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 54銘柄	100%	61.5%
イギリス・ポンド	株式 7銘柄	100%	7.1%
カナダ・ドル	株式 1銘柄	100%	0.8%
スウェーデン・クローナ	株式 1銘柄	100%	0.9%
デンマーク・クローネ	株式 3銘柄	100%	3.7%
ユーロ	株式 23銘柄	100%	26.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	63,062,925
コール・ローン	72,592,528	19,502,270
株式	1,943,030,550	1,893,999,250
未収入金	44,540,117	34,778,006
未収配当金	1,142,250	1,631,000
流動資産合計	2,061,305,445	2,012,973,451
資産合計	2,061,305,445	2,012,973,451
負債の部		
流動負債		
未払金	34,470,702	41,208,722
未払解約金	-	1,000,000
流動負債合計	34,470,702	42,208,722
負債合計	34,470,702	42,208,722
純資産の部		
元本等		
元本	1	1,990,551,420
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	36,283,323
元本等合計		2,026,834,743
純資産合計	2,026,834,743	1,970,764,729
負債純資産合計	2,061,305,445	2,012,973,451

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
-----	----------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1. 1 期首	平成27年3月7日	平成27年9月8日
期首元本額	2,381,977,094円	1,990,551,420円
期中追加設定元本額	59,690,382円	144,237,345円
期中一部解約元本額	451,116,056円	60,531,143円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産バランスファンド(分配型)	521,625,890円	521,776,858円
6 資産バランスファンド(成長型)	1,289,197,093円	1,384,465,094円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	179,728,437円	168,015,670円
計	1,990,551,420円	2,074,257,622円
2. 期末日における受益権の総数	1,990,551,420口	2,074,257,622口
3. 2 元本の欠損		<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は103,492,893円であります。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年3月7日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	10,029,402	72,043,621
合計	10,029,402	72,043,621

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成27年3月7日から平成27年9月7日まで、及び平成27年9月8日から平成28年3月7日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0182円 (10,182円)	0.9501円 (9,501円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
住友林業	15,000	1,276.00	19,140,000	
大和ハウス	22,000	3,132.00	68,904,000	
積水ハウス	12,000	1,864.00	22,368,000	
江崎グリコ	5,200	5,820.00	30,264,000	
ローソン	5,000	8,870.00	44,350,000	
ニチレイ	45,000	906.00	40,770,000	
デンカ	120,000	412.00	49,440,000	
宇部興産	250,000	200.00	50,000,000	
花王	7,000	5,660.00	39,620,000	
中外製薬	11,000	3,515.00	38,665,000	
テルモ	5,000	4,000.00	20,000,000	
オリエンタルランド	4,000	7,926.00	31,704,000	
ヤフー	25,000	462.00	11,550,000	
富士フイルムHLDGS	8,800	4,297.00	37,813,600	
ポーラ・オルビスHD	5,800	8,030.00	46,574,000	
住友ゴム	12,000	1,678.00	20,136,000	
リンナイ	6,500	9,950.00	64,675,000	
リクルートホールディングス	16,000	3,470.00	55,520,000	
ディスコ	2,000	10,490.00	20,980,000	
ダイキン工業	6,500	8,178.00	53,157,000	

ダイフク	35,000	1,857.00	64,995,000	
明電舎	90,000	502.00	45,180,000	
日本電産	5,000	8,198.00	40,990,000	
ソニー	18,000	2,614.50	47,061,000	
シスメックス	9,200	7,090.00	65,228,000	
カシオ	27,000	2,255.00	60,885,000	
村田製作所	2,500	14,650.00	36,625,000	
IHI	150,000	236.00	35,400,000	
トヨタ自動車	8,000	6,100.00	48,800,000	
マツダ	20,500	1,704.50	34,942,250	
良品計画	1,000	22,690.00	22,690,000	
島津製作所	10,000	1,748.00	17,480,000	
岡村製作所	46,000	1,002.00	46,092,000	
伊藤忠	39,000	1,468.50	57,271,500	
伊藤忠エネクス	60,000	887.00	53,220,000	
三菱UFJフィナンシャルG	70,000	553.20	38,724,000	
三井住友フィナンシャルG	15,100	3,615.00	54,586,500	
みずほフィナンシャルG	110,000	181.00	19,910,000	
東京海上HD	12,700	4,012.00	50,952,400	
西日本旅客鉄道	3,000	6,702.00	20,106,000	
日立物流	31,000	1,724.00	53,444,000	
日本電信電話	18,000	4,714.00	84,852,000	
KDDI	9,000	2,861.00	25,749,000	
SCSK	15,000	4,065.00	60,975,000	
ヤマダ電機	70,000	603.00	42,210,000	
合計			1,893,999,250	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,398,141,082	1,600,044,788
金銭信託	-	878,774,223
コール・ローン	798,530,146	271,761,788
投資証券	143,136,141,246	135,464,270,055
派生商品評価勘定	4,869,263	862,566
未収入金	887,559,775	445,086,898
未収配当金	91,119,359	551,881,996
流動資産合計	146,316,360,871	139,212,682,314
資産合計	146,316,360,871	139,212,682,314
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	114,816	83,595
未払金	103,882,777	730,835,092
未払解約金	359,119,000	223,000,000
流動負債合計	463,116,593	953,918,687
負債合計	463,116,593	953,918,687
純資産の部		
元本等		
元本	1 78,969,749,218	71,922,362,005
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	66,883,495,060	66,336,401,622
元本等合計	145,853,244,278	138,258,763,627
純資産合計	145,853,244,278	138,258,763,627
負債純資産合計	146,316,360,871	139,212,682,314

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券

	<p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1. 1 期首	平成27年3月7日	平成27年9月8日
期首元本額	87,118,597,630円	78,969,749,218円
期中追加設定元本額	326,510,083円	148,870,593円

期中一部解約元本額	8,475,358,495円	7,196,257,806円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバルREIT・オープン(毎月分配型)	72,143,774,543円	65,590,016,249円
ダイワ・バランス3資産(外債・海外リート・好配当日本株)	58,507,124円	54,194,603円
安定重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	32,200,443円	32,288,132円
インカム重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	34,872,075円	30,993,075円
成長重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	166,356,365円	147,281,424円
6資産バランスファンド(分配型)	288,263,141円	272,957,525円
6資産バランスファンド(成長型)	571,819,147円	550,743,992円
ダイワ三資産分散ファンド(インカム&キャッシュ、外債、内外リート)(隔月分配型)	30,637,811円	28,159,970円
りそな ワールド・リート・ファンド	3,052,963,676円	2,788,842,763円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	98,625,443円	88,879,508円
『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン(奇数月分配型)	7,468,644円	6,971,170円
常陽3分法ファンド	453,559,608円	404,228,753円
ダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)	102,232,516円	94,504,914円
ダイワ・海外株式&REITファンド(毎月分配型)	33,594,853円	28,602,432円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/安定コース)	179,825,825円	186,215,798円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/6分散コース)	240,109,940円	248,460,102円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/成長コース)	284,682,422円	292,880,510円

ダイワ・グローバルREIT ファンド（ダイワSMA専 用）	232,757,240円	184,671,422円
ライフハーモニー（ダイワ世 界資産分散ファンド）（分配 型）	900,502,523円	828,715,849円
ダイワ外国3資産バランス・ ファンド（部分為替ヘッジあ り）	22,674,184円	26,318,588円
ダイワ外国3資産バランス・ ファンド（為替ヘッジなし）	34,321,695円	36,435,226円
計	78,969,749,218円	71,922,362,005円
2. 期末日における受益権の総数	78,969,749,218口	71,922,362,005口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年3月7日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	13,316,706,576	6,484,706,878
合計	13,316,706,576	6,484,706,878

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成27年3月17日から平成27年9月7日まで、及び平成27年9月16日から平成28年3月7日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成27年9月7日 現在				平成28年3月7日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引 為替予約取引 売 建	548,301,799	-	543,434,009	4,867,790	287,231,567	-	287,167,762	63,805

アメリカ・ドル	540,444,000	-	535,770,000	4,674,000	67,804,866	-	67,846,640	41,774
オーストラリア・ドル	7,857,799	-	7,664,009	193,790	151,727,400	-	151,632,000	95,400
ユーロ	-	-	-	-	9,127,301	-	9,169,122	41,821
香港・ドル	-	-	-	-	58,572,000	-	58,520,000	52,000
買建	7,857,799	-	7,744,456	113,343	76,932,167	-	77,647,333	715,166
アメリカ・ドル	7,857,799	-	7,744,456	113,343	9,127,301	-	9,139,784	12,483
シンガポール・ドル	-	-	-	-	67,804,866	-	68,507,549	702,683
合計	556,159,598	-	551,178,465	4,754,447	364,163,734	-	364,815,095	778,971

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1口当たり純資産額	1.8470円	1.9223円
(1万口当たり純資産額)	(18,470円)	(19,223円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	414,573	82,301,031.960	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	954,954	36,803,927.160	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	672,946	19,125,125.320	
		VORNADO REALTY TRUST	268,702	24,857,622.020	
		QTS REALTY TRUST INC-CL A	219,654	9,926,164.260	
		EQUITY RESIDENTIAL	598,449	42,771,150.030	
		EQUINIX INC	49,301	15,269,505.720	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	357,280	6,130,924.800	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	1,115,455	18,393,852.950	
		PHYSICIANS REALTY TRUST	615,023	10,947,409.400	
		CYRUSONE INC	253,889	10,015,921.050	
		PARAMOUNT GROUP INC	1,196	19,303.440	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	497,104	11,930,496.000	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	825,556	8,519,737.920	
		SUN COMMUNITIES INC	230,551	15,566,803.520	
		COUSINS PROPERTIES INC	23,439	221,732.940	
		DDR CORP	1,394,455	24,221,683.350	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	77,379	17,216,053.710	
		WELLTOWER INC	256,664	16,988,590.160	
		HCP INC	738,750	23,270,625.000	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	203,479	9,368,173.160	
		KILROY REALTY CORP	300,432	16,824,192.000	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	95,543	8,920,849.910	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	175,330	12,422,130.500	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	258,449	11,260,622.930	
		PENN REAL ESTATE INVEST TST	632,715	13,179,453.450	
		REGENCY CENTERS CORP	207,396	15,316,194.600	
		RAMCO-GERSHENSON PROPERTIES	685,960	11,736,775.600	
		SL GREEN REALTY CORP	162,739	15,456,950.220	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	536,568	17,862,348.720			
CUBESMART	677,460	21,048,682.200			
EXTRA SPACE STORAGE INC	435,723	36,592,017.540			
EDUCATION REALTY TRUST INC	388,131	15,307,886.640			
DCT INDUSTRIAL TRUST INC	246,260	9,365,267.800			
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル	

			609,159,205.980 (69,261,401,720)
イギリス・ポンド			イギリス・ポンド
	ASSURA PLC	12,938,386	6,818,529.420
	CAPITAL & REGIONAL PLC	9,753,592	6,017,966.260
	SEGRO PLC	3,905,340	16,132,959.540
	HAMMERSON PLC	5,837,461	32,485,470.460
	BIG YELLOW GROUP PLC	2,220,989	16,812,886.730
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	2,400,261	3,838,017.330
イギリス・ポンド	小計		イギリス・ポンド 82,105,829.740 (13,266,659,970)
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル
	NATIONAL STORAGE REIT	7,097,645	10,788,420.400
	SCENTRE GROUP	13,684,878	58,981,824.180
	DEXUS PROPERTY GROUP	4,734,541	35,651,093.730
	MIRVAC GROUP	7,496,111	13,905,285.900
	WESTFIELD CORP	2,673,972	26,499,062.520
	VICINITY CENTRES	21,959,491	66,537,257.730
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	5,981,161	16,208,946.310
オーストラリア・ドル	小計		オーストラリア・ドル 228,571,890.770 (19,259,467,517)
カナダ・ドル			カナダ・ドル
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	528,941	17,719,523.500
カナダ・ドル	小計		カナダ・ドル 17,719,523.500 (1,511,652,549)
シンガポール・ドル			シンガポール・ドル
	KEPPEL DC REIT	20,389,571	21,612,945.260
	CAPITALAND MALL TRUST	11,318,700	24,561,579.000
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	7,618,900	14,894,949.500
シンガポール・ドル	小計		シンガポール・ドル 61,069,473.760 (5,044,949,227)
ユーロ			ユーロ
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	1,193,346	14,111,316.450
	WERELDHAVE NV	394,012	18,770,731.680
	NSI NV	2,210,996	8,622,884.400

	KLEPIERRE	1,758,862	70,486,394.650	
	FONCIERE DES REGIONS	265,163	20,361,866.770	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	83,943	6,578,612.910	
	BENI STABILI SPA	19,271,730	12,025,559.520	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	985,433	8,277,637.200	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	906,796	8,935,567.780	
	ユーロ 小計		ユーロ 168,170,571.360 (21,017,958,009)	
	香港・ドル		香港・ドル	
	FORTUNE REIT	15,935,070	129,870,820.500	
	LINK REIT	5,178,420	229,662,927.000	
	CHAMPION REIT	14,763,376	57,281,898.880	
	香港・ドル 小計		香港・ドル 416,815,646.380 (6,102,181,063)	
投資証券	合計		135,464,270,055 [135,464,270,055]	
合計			135,464,270,055 [135,464,270,055]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 34銘柄	100%	51.2%
イギリス・ポンド	投資証券 6銘柄	100%	9.8%
オーストラリア・ドル	投資証券 7銘柄	100%	14.2%
カナダ・ドル	投資証券 1銘柄	100%	1.1%
シンガポール・ドル	投資証券 3銘柄	100%	3.7%
ユーロ	投資証券 9銘柄	100%	15.5%
香港・ドル	投資証券 3銘柄	100%	4.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ」-REITアクティブ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	684,399,524
コール・ローン	1,428,195,724	211,651,222
投資証券	63,567,893,000	79,433,601,200
未収入金	58,556,485	-
未収配当金	581,158,105	812,356,583
流動資産合計	65,635,803,314	81,142,008,529
資産合計	65,635,803,314	81,142,008,529
負債の部		
流動負債		
未払金	428,126,074	-
未払解約金	1,200,000	46,529,000
流動負債合計	429,326,074	46,529,000
負債合計	429,326,074	46,529,000
純資産の部		
元本等		
元本	1 33,766,319,817	33,764,085,805
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,440,157,423	47,331,393,724
元本等合計	65,206,477,240	81,095,479,529
純資産合計	65,206,477,240	81,095,479,529
負債純資産合計	65,635,803,314	81,142,008,529

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1. 1 期首	平成27年3月7日	平成27年9月8日
期首元本額	27,774,469,020円	33,766,319,817円
期中追加設定元本額	7,323,652,902円	2,297,382,358円
期中一部解約元本額	1,331,802,105円	2,299,616,370円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	30,915,032円	27,765,167円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	33,622,680円	26,419,872円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	155,509,736円	124,341,436円
6資産バランスファンド（分配型）	270,692,242円	234,733,849円
6資産バランスファンド（成長型）	544,101,189円	426,340,145円
ダイワ三資産分散ファンド（インカム&キャッシュ、外債、内外リート）（隔月分配型）	27,888,605円	22,117,247円

世界6資産均等分散ファンド (毎月分配型)	95,097,941円	78,793,653円
『しがぎん』SRI三資産バ ランス・オープン(奇数月分 配型)	3,549,373円	2,746,347円
ダイワ資産分散インカムオー プン(奇数月決算型)	97,776,141円	77,455,366円
成果リレー(ブラジル国債& J-REIT)2014-07	197,015,949円	124,855,805円
成果リレー(ブラジル国債& J-REIT)2014-08	152,829,828円	97,607,396円
DCダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/安定コース)	169,867,001円	159,232,164円
DCダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/6分散コー ス)	226,861,175円	216,080,798円
DCダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/成長コース)	268,547,152円	259,100,466円
DCダイワJ-REITアク ティブファンド	366,114,056円	418,938,436円
ダイワファンドラップ J-REIT セレクト	30,016,849,723円	30,564,236,671円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(成長 型)	206,537,528円	165,899,681円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(安定 型)	57,300,988円	44,771,153円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(分配 型)	352,575,142円	274,297,279円
ダイワJリート・ファンド	492,668,336円	418,352,874円
計	33,766,319,817円	33,764,085,805円
2. 期末日における受益権の総数	33,766,319,817口	33,764,085,805口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年9月8日 至 平成28年3月7日
----	----------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年3月7日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	12,251,440,418	6,983,737,536
合計	12,251,440,418	6,983,737,536

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成27年5月12日から平成27年9月7日まで、及び平成27年11月11日から平成28年3月7日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成27年9月7日現在	平成28年3月7日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9311円 (19,311円)	2.4018円 (24,018円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	3,000	1,302,000,000	
	M C U B S M i d C i t y 投資法人	2,300	813,050,000	
	森ヒルズリート	15,000	2,521,500,000	
	産業ファンド	100	52,600,000	
	大和ハウスリート	3,700	1,727,900,000	
	アドバンス・レジデンス	7,000	1,892,100,000	
	ケネディクスレジデンシャル	3,500	1,064,000,000	
	A P I 投資法人	4,700	2,782,400,000	
	G L P 投資法人	20,000	2,530,000,000	
	コンフォリア・レジデンシャル	3,300	776,490,000	
	日本プロロジスリート	13,000	3,071,900,000	
	星野リゾート・リート	600	806,400,000	
	S I A 不動産投資	300	128,400,000	
	イオンリート投資	3,500	452,200,000	
	ヒューリックリート投資法	5,000	929,500,000	
	日本リート投資法人	3,500	1,012,550,000	
	インベスコ・オフィス・Jリート	20,000	2,104,000,000	
積水ハウス・リート投資	9,000	1,162,800,000		

トーセイ・リート投資法人	1,000	118,700,000	
ケネディクス商業リート	4,000	1,095,600,000	
ヘルスケア&メディカル投資	1,704	187,951,200	
サムティ・レジデンシャル	1,000	91,200,000	
ジャパン・シニアリビング	1,000	157,200,000	
野村不動産マスターF	25,500	4,054,500,000	
いちごホテルリート投資	3,000	420,000,000	
ラサールロジポート投資	5,000	524,500,000	
日本ビルファンド	10,000	6,610,000,000	
ジャパンリアルエステイト	10,000	6,580,000,000	
日本リテールファンド	20,000	5,200,000,000	
オリックス不動産投資	14,000	2,371,600,000	
日本プライムリアルティ	4,500	2,092,500,000	
プレミア投資法人	9,000	1,224,000,000	
グローバル・ワン不動産投資法人	200	92,800,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	24,000	4,238,400,000	
森トラスト総合リート	6,000	1,190,400,000	
インヴィンシブル投資法人	26,000	1,944,800,000	
フロンティア不動産投資	2,000	1,038,000,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	7,000	1,703,100,000	
福岡リート投資法人	3,000	599,700,000	
ケネディクス・オフィス投資法人	3,000	1,932,000,000	
積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人	1,000	118,600,000	
いちごオフィスリート投資法人	13,000	1,124,500,000	
大和証券オフィス投資法人	2,800	2,010,400,000	
阪急リート投資法人	2,500	341,500,000	
トップリート投資法人	2,800	1,246,000,000	
大和ハウス・レジデンシャル投資法人	2,000	471,400,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	32,000	3,126,400,000	
日本賃貸住宅投資法人	21,000	1,843,800,000	
ジャパンエクセレント投資法人	3,700	554,260,000	
投資証券 合計		79,433,601,200	
合計		79,433,601,200	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成28年3月31日

資産総額	1,046,673,911円
負債総額	1,734,679円
純資産総額（ - ）	1,044,939,232円
発行済数量	1,153,346,856口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9060円

(参考) ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年3月31日

資産総額	43,536,474,449円
負債総額	125,810,684円
純資産総額（ - ）	43,410,663,765円
発行済数量	26,127,850,070口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.6615円

(参考) ダイワ日本国債マザーファンド

純資産額計算書

平成28年3月31日

資産総額	433,848,789,351円
負債総額	693,859,223円
純資産総額（ - ）	433,154,930,128円
発行済数量	344,061,276,037口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2589円

(参考) ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年3月31日

資産総額	2,077,764,394円
負債総額	36,361,763円
純資産総額（ - ）	2,041,402,631円
発行済数量	1,229,657,942口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.6601円

(参考) ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年3月31日

資産総額	2,003,326,827円
負債総額	1,000,000円
純資産総額（ - ）	2,002,326,827円
発行済数量	2,070,089,639口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9673円

(参考) ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年3月31日

資産総額	147,881,425,223円
負債総額	4,719,401,952円
純資産総額（ - ）	143,162,023,271円
発行済数量	71,059,911,074口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.0147円

(参考) ダイワJ - REITアクティブ・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年3月31日

資産総額	82,970,671,891円
負債総額	334,944,597円
純資産総額（ - ）	82,635,727,294円
発行済数量	33,796,054,005口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.4451円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成28年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	41	171,349
追加型株式投資信託	625	11,658,345
株式投資信託 合計	666	11,829,694
単位型公社債投資信託	5	34,869
追加型公社債投資信託	17	2,563,438
公社債投資信託 合計	22	2,598,307
総合計	688	14,428,000

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	23	21
器具備品	228	234
無形固定資産	2,991	2,759
ソフトウェア	2,910	2,758
ソフトウェア仮勘定	68	1
電話加入権	11	-

投資その他の資産		15,077		12,979
投資有価証券		8,338		6,667
関係会社株式		5,141		5,129
出資金		129		124
長期差入保証金		997		996
投資不動産	1	398	1	-
その他		74		60
貸倒引当金		3		-
固定資産計		18,320		15,995
資産合計		57,727		63,596

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	53	64
未払金	8,998	9,172
未払収益分配金	7	5
未払償還金	77	72
未払手数料	4,277	4,965
その他未払金	2	4,127
未払費用	3,463	4,162
未払法人税等	1,530	1,133
未払消費税等	530	1,429
賞与引当金	955	1,092
その他	1	747
流動負債計	15,534	17,801
固定負債		
退職給付引当金	1,959	2,072
役員退職慰労引当金	80	101
繰延税金負債	1,789	1,745
その他	3	2
固定負債計	3,832	3,920
負債合計	19,366	21,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495

資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		
給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092

福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38
固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	144	1	1,226
受取利息		9		20
その他		220		372
営業外収益計		374		1,620
営業外費用				
投資有価証券売却損		3		84
その他		71		67
営業外費用計		74		152
経常利益		16,503		20,416
特別利益				
固定資産売却益		-		7
特別利益計		-		7
特別損失				
外国税関連費用		-		746
その他		0		26
特別損失計		0		772
税引前当期純利益		16,502		19,651
法人税、住民税及び事業税		6,525		6,238
法人税等調整額		150		17
法人税等合計		6,375		6,220
当期純利益		10,126		13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	-
投資器具備品	24百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
受取配当金	-	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,126百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,882円
基準日	平成26年 3月31日
効力発生日	平成26年 6月26日

当事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,186	15,186	-
(2) 未収委託者報酬	8,265	8,265	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	-
資産計	45,735	45,735	-
(1) 未払手数料	4,277	4,277	-
(2) その他未払金	4,635	4,635	-
(3) 未払費用(*)	2,678	2,678	-
負債計	11,591	11,591	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113	55	58
(2) その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	41
小計	16,544	16,586	41
合計	22,283	21,514	768

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	164	55	109
(2) その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,025百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	217	118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引(譲渡損)	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	1,200	613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.02%
評価性引当額の増減額	-	2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,834	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	-------------	------	---------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金

22,998

有価証券		4,461
未収委託者報酬		10,719
繰延税金資産		504
その他		334
流動資産合計		39,018
固定資産		
有形固定資産	1	247
無形固定資産		
ソフトウェア		2,432
その他		135
無形固定資産合計		2,568
投資その他の資産		
投資有価証券		5,468
関係会社株式		5,129
その他		1,231
投資その他の資産合計		11,830
固定資産合計		14,646
資産合計		53,664

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

負債の部

流動負債		
未払金		7,124
未払費用		4,744
未払法人税等		1,085
賞与引当金		903
その他	3	643
流動負債合計		14,500
固定負債		
退職給付引当金		2,142
役員退職慰労引当金		111
繰延税金負債		1,497
その他		2
固定負債合計		3,754

負債合計	18,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,096
利益剰余金合計	8,471
株主資本合計	35,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	35,409
負債・純資産合計	53,664

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間	
(自 平成27年4月1日	
至 平成27年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	46,714
その他営業収益	435
営業収益合計	47,150
営業費用	
支払手数料	24,499
その他営業費用	6,487
営業費用合計	30,987
一般管理費	1 5,812
営業利益	10,350
営業外収益	2 378
営業外費用	3 29
経常利益	10,699
税引前中間純利益	10,699
法人税、住民税及び事業税	3,260
法人税等調整額	39
中間純利益	7,398

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,428	△ 13,428	△ 13,428
中間純利益	-	-	-	7,398	7,398	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 6,029	△ 6,029	△ 6,029
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,096	8,471	35,141

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,428
中間純利益	-	-	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 434	△ 434	△ 434
当中間期変動額合計	△ 434	△ 434	△ 6,464
当中間期末残高	267	267	35,409

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
有形固定資産	239百万円

2 保証債務

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	15百万円
無形固定資産	532百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
外国税関連費用引当金戻入益	171百万円
投資有価証券売却益	99百万円
受取配当金	69百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
為替差損	13百万円
貯蔵品廃棄損	5百万円
投資有価証券売却損	2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27 年 3月 31日	平成27年 6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,998	22,998	-
(2) 未収委託者報酬	10,719	10,719	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,908	8,908	-
資産合計	42,626	42,626	-
(1) 未払金	7,124	7,124	-
(2) 未払費用(*)	3,702	3,702	-
負債合計	10,827	10,827	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,052

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成27年9月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	161	55	106
（2）その他			
証券投資信託	3,455	3,002	453
小計	3,617	3,058	559
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	5,290	5,453	163
小計	5,290	5,453	163
合計	8,908	8,511	396

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,021百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
--

1株当たり純資産額	13,574.37円
1株当たり中間純利益金額	2,836.44円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,398
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成27年3月 末日現在）	事業の内容
株式会社関西アーバン銀行	47,039	（注）

（注）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

<参考> 「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社

名称 コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

資本金の額 486千米ドル（約58百万円）（平成26年12月末日現在）

事業の内容 資産運用業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成27年9月17日	臨時報告書（開示府令第29条第2項第4号に基づく報告書）
平成27年11月30日	有価証券報告書（第19特定期間）、有価証券届出書の訂正届出書
平成27年12月17日	臨時報告書（開示府令第29条第2項第4号に基づく報告書）

独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月1日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）の平成27年9月8日から平成28年3月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）の平成28年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。